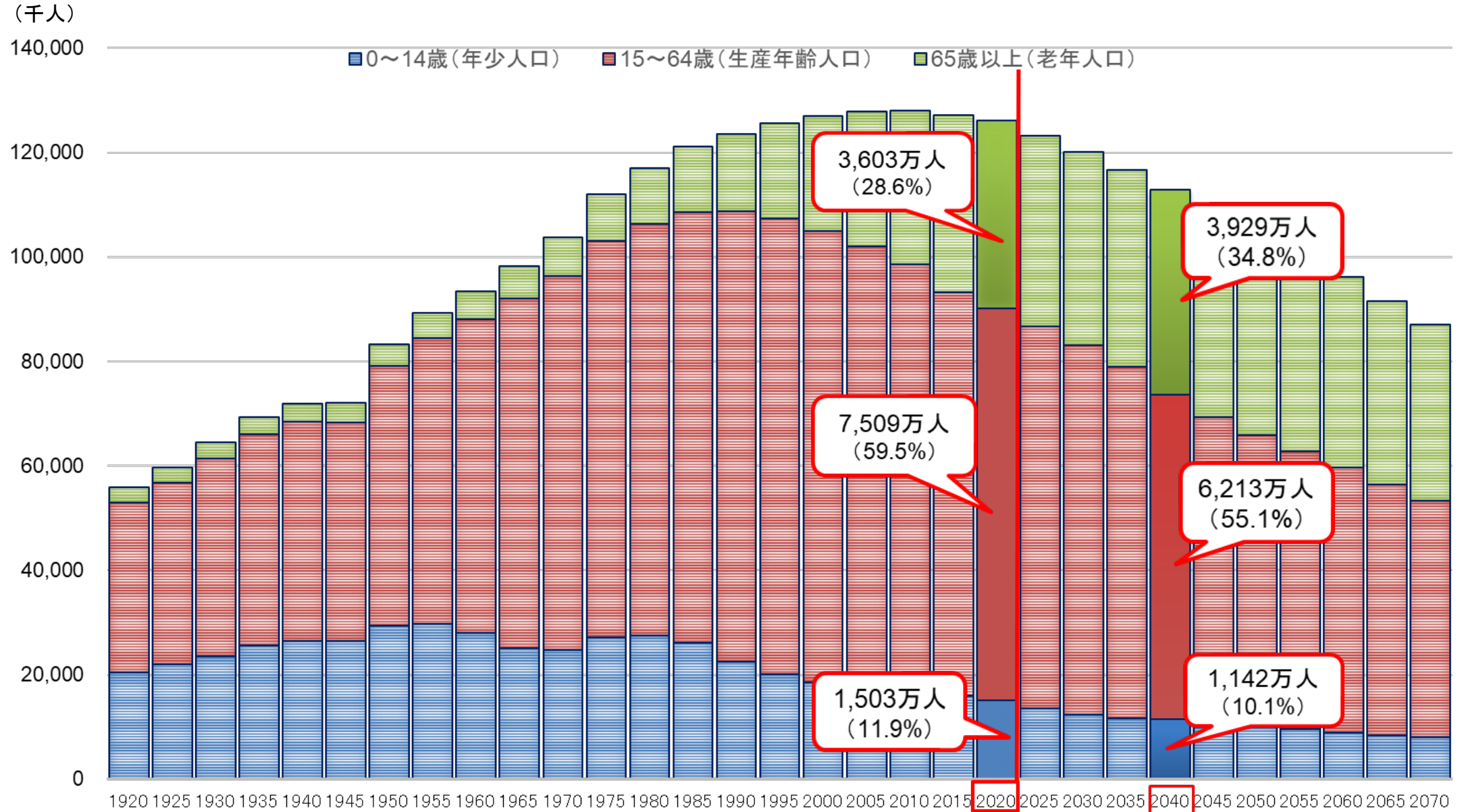


第12期中央教育審議会生涯学習分科会 参考資料・データ集

人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



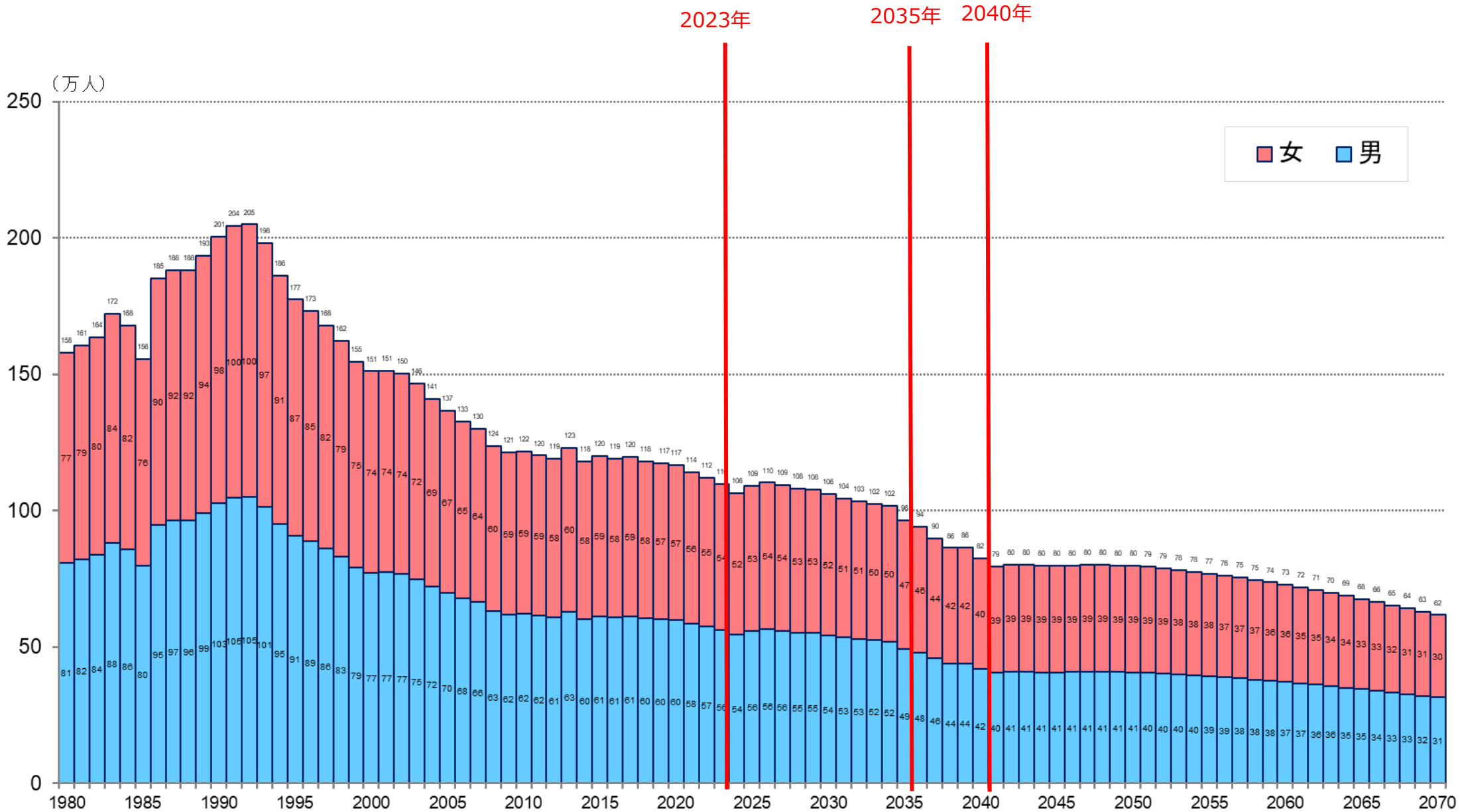
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

推計値

(出典)1920年～2020年:「人口推計」(総務省)、2025年～2070年:「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

18歳人口（男女別）の将来推計

- 我が国の18歳人口の推移を見ると、2005年には約137万人であったものが、現在は約110万人まで減少している。
- 今後、2035年には初めて100万人を割って約96万人となり、さらに2040年には約82万人にまで減少するという推計もある。

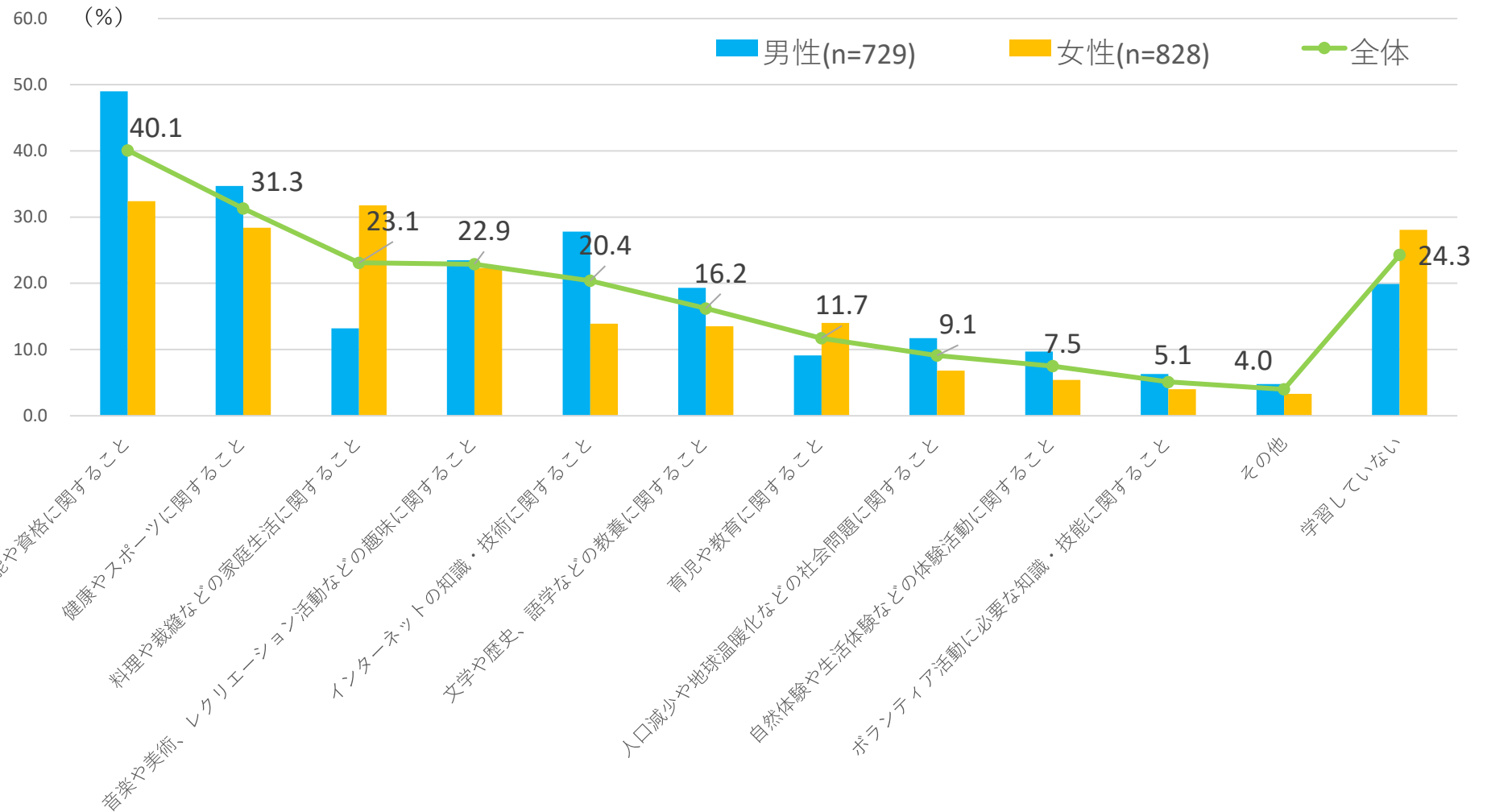


(出典) 2022年以前は文部科学省「学校基本統計」、
2023年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生中位・死亡中位）」を元で作成

この1年間の月1日以上学習の状況（生涯学習に関する世論調査R4）

- この1年間の月1日以上学習の状況（複数選択）について、約7割（注）の方が何らかの学習をしたと回答。
（（注）この1年間で月1日以上学習の状況を「100%」とした場合のものから、「学習していない（24.3%）」と「無回答（0.9%）」を差し引いたもの。）
- 男女とも「仕事に必要な知識・技能や資格に関すること」と回答した割合が多い。

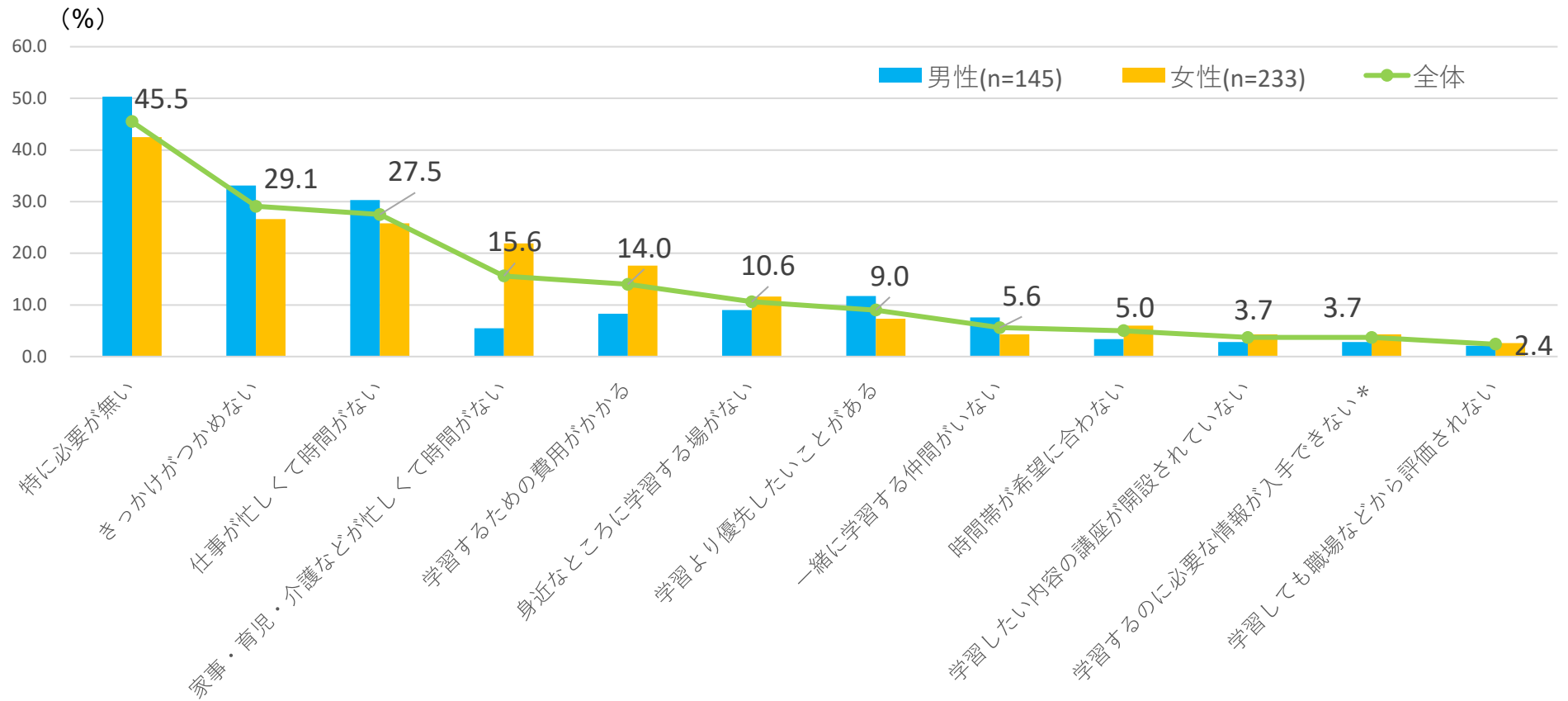
(1)-1 性別



学習していない理由（生涯学習に関する世論調査R4）

- （問1で「学習していない」と回答した方のうち、）学習していない理由（複数選択）は、男女とも「特に必要がない」と回答した割合が多い。
- 「家事・育児・介護などが忙しくて時間がない」や「学習するための費用がかかる」と回答した割合は、男女差が大きい

(4)-1 性別



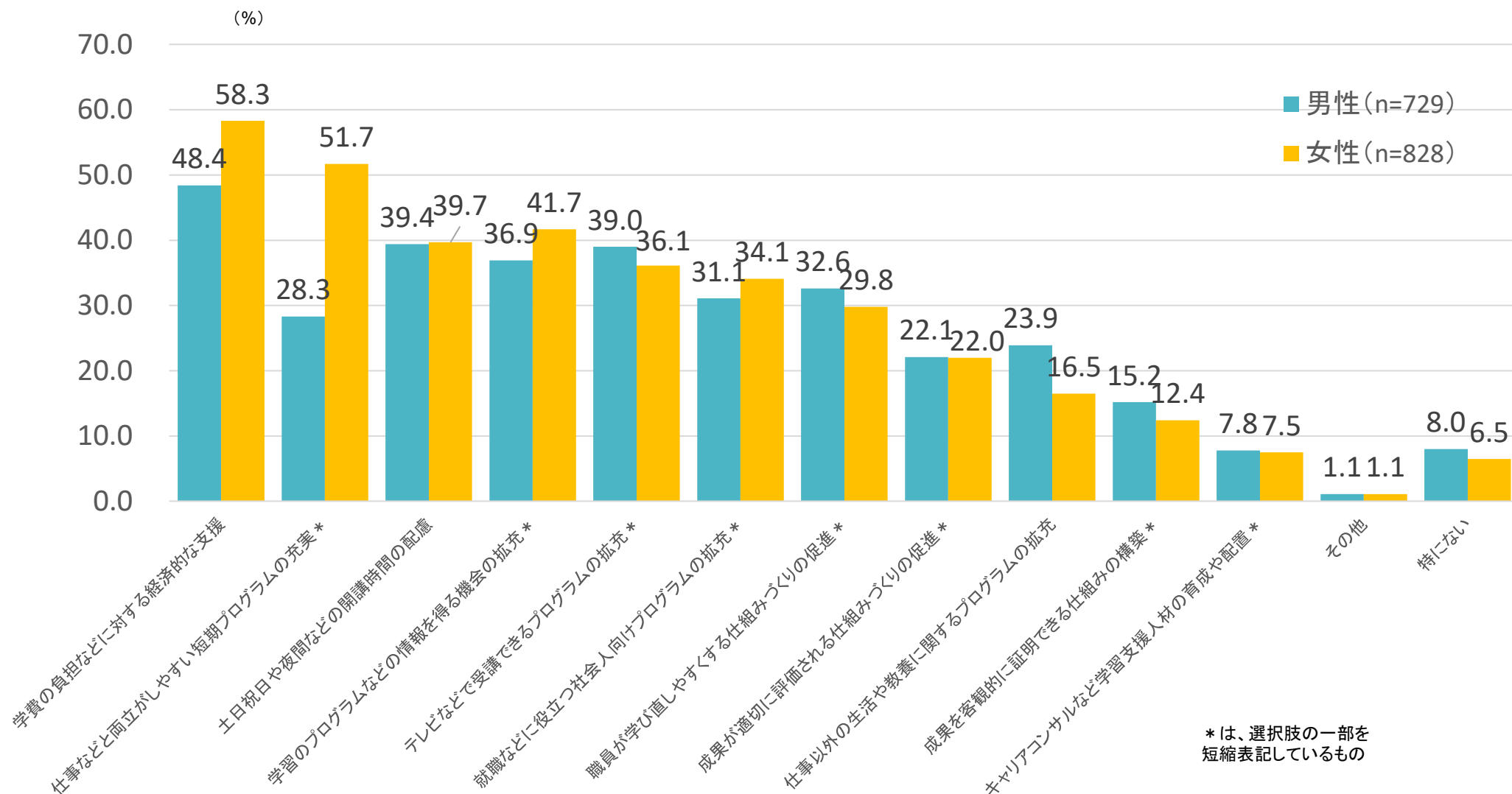
*は、選択肢の一部を短縮表記しているもの

社会人が学校で学びやすくするための必要な取組

(生涯学習に関する世論調査R4)

- 社会人が学校で学び直しやすくするための必要な取組（複数選択）として、男女とも「学費の負担などに対する経済的な支援」と回答した割合が多い。
- 女性では「仕事などと両立がしやすい短期プログラムの充実」と回答した割合が多い。

(16)-1 性別



教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度） 令和5年6月16日閣議決定

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・子ども基本法 等

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、**協調的幸福と獲得的幸福のバランス**を重視
- ・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づく**ウェルビーイング**を発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に**社会の形成に参画**、持続的**社会の発展**に寄与
- ・「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善、**大学教育の質保証**
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や**大学等国際化**、**外国語教育の充実**、**SDGsの実現に貢献するESD**等を推進
- ・**リカレント教育**を通じた**高度人材育成**

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの**一体的充実**や**インクルーシブ教育システム**の推進による**多様な教育ニーズへの対応**
- ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
- ・**ICT等の活用**による**学び・交流機会**、**アクセシビリティの向上**

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等の社会教育施設の機能強化**や**社会教育人材の養成**と**活躍機会の拡充**
- ・**コミュニティ・スクール**と**地域学校協働活動**の**一体的推進**、**家庭教育支援の充実**による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた**自己実現**、**地域や社会への貢献**等により、**当事者として地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る**3段階**（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、**情報活用能力の育成**、**校務DX**を通じた働き方改革、**教師のICT活用**指導力の向上等、**DX人材の育成**等を推進

教育データの**標準化**、**基盤的ツール**の開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せて**リアル**（対面）活動も不可欠、**学習場面**等に応じた**最適な組合せ**

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における**働き方改革**、**処遇改善**、**指導・運営体制の充実**の**一体的推進**、**ICT環境**の整備、**経済状況**等によらない**学び確保**

NPO・企業等多様な担い手との**連携・協働**、**安全・安心**で質の高い**教育研究環境**等の整備、**児童生徒等の安全確保**

各関係団体・関係者（子供を含む）との**対話**を通じた**計画の策定**等

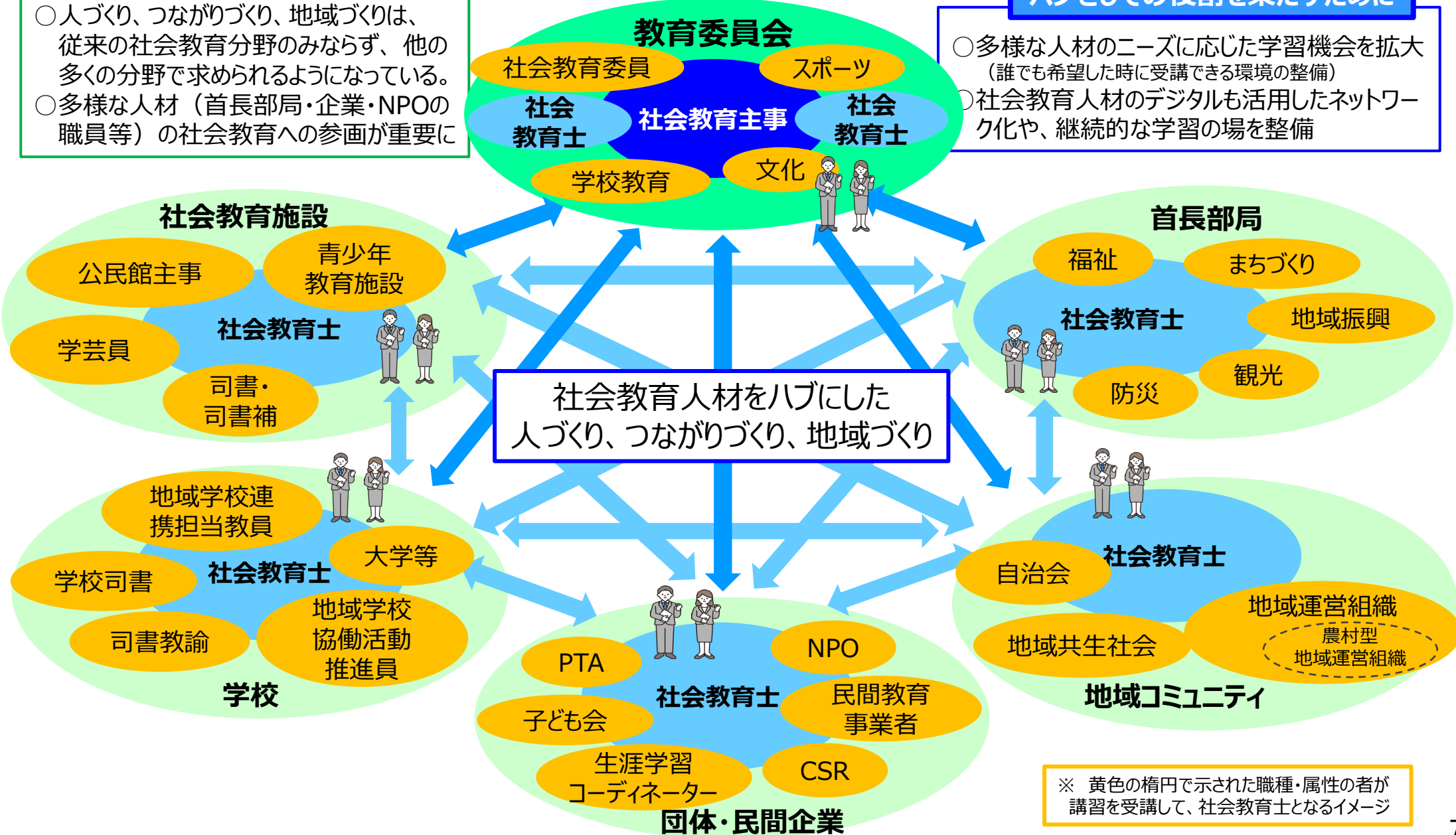
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになってきている。
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



「デジタル・デバイド解消」に向けた取組 (千葉県船橋市)


現状・背景

- 公民館利用者からスマホの使い方に関する質問が多い（公民館職員の実感として）
 - スマホやタブレットを利用したいのに使い方がわからない人が多い（利用者アンケート結果から）
 - 国や本市の計画等におけるデジタル化及びDXの推進
- ⇒**個人の要望（住民の主体的な学習ニーズ）と社会的要請（地域で解決していくべき課題）に対応する取組が必要**

事業実施体制



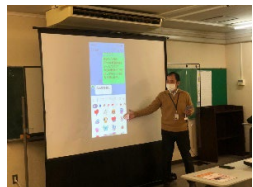
事業実施のポイント

- ①民間企業との連携
 - ②EBPMの視点
 - ③各取組の一体的推進
 - ④持続可能な仕組み作り
 - ⑤スモールステップ（できることから少しずつ）
- 

事業の概要

デジタル・デバイド対策講座 (R3～)

携帯電話事業者等と連携して市内の**全公民館（26館）で140回以上の体験講座を実施**

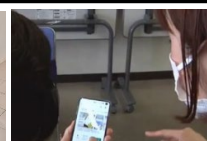


〔具体的な講座内容〕

- スマートフォンやタブレットの操作方法
- LINE、ZOOM等のコミュニケーションツールの使い方
- ネットショッピング、キャッシュレス決済の方法

公民館スマホコンシェルジュサービス (R3～)

公民館利用者からのスマホに関する質問に対応して公民館職員がサポート



市民スマホコンシェルジュ養成講座 (R4～)

デジタル・デバイド解消のための**地域ICT人材を養成**
スマホに関する**市民の悩みを市民がサポート**

修了者にはボランティア講師としての活動が期待される



目指す姿

事業目標

市民がスマートフォンやタブレットを活用して日常生活に必要な情報を入手したり利便性のあるサービスを活用できるようにする

事業評価

「端末・機器は持っているが使い方がわからない」又は「使い方がわからず端末・機器の購入に踏み切れない」ことが理由でインターネットを利用しない人を今後10年間で0にする（船橋市公民館利用者アンケート）

船橋市の目指す社会像

生涯をととして自分らしく学び続け学びの成果を活かすことができる社会の実現
【第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の基本理念】

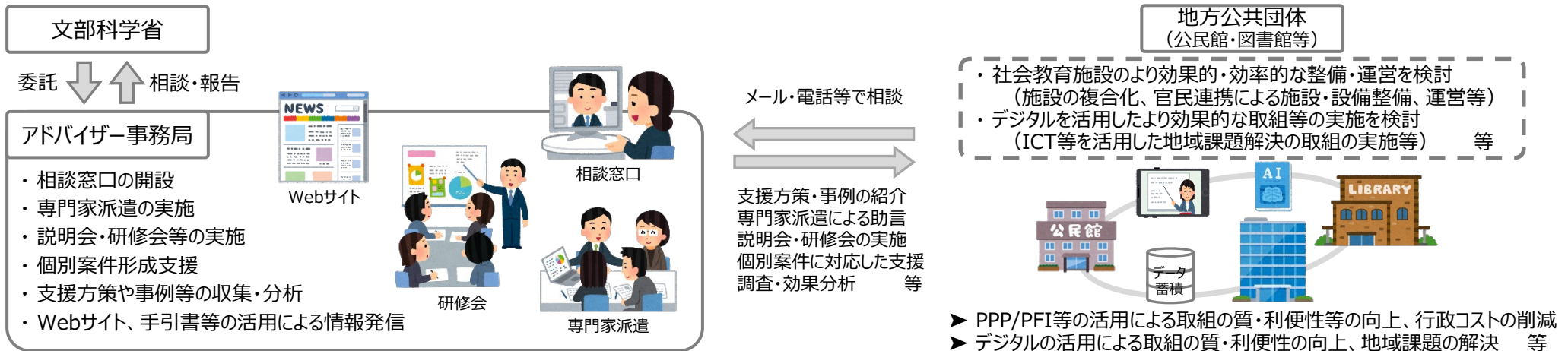
背景・課題

- ▶ 社会の急速なデジタル化の中で、社会教育分野におけるデジタル化の遅れが顕在化し、公民館等の社会教育施設のデジタル機能を強化し、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、地域の教育力の向上を図る必要がある
- ▶ 公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要がある
 - ・ PPP/PFIアクションプランにおける具体化目標を達成するため、自治体への伴走支援を強化
 - ・ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(R5.6.16閣議決定)を踏まえ、公民館等の身近な施設についてのモデル形成を支援
- ▶ 地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し、デジタル田園都市国家構想を推進

事業内容 (令和5年度より実施)

○ 社会教育施設のPPP/PFI等の活用・デジタル機能強化への支援 (民間団体向け委託 × 1か所)

社会教育施設の整備や運営におけるPPP/PFI等の活用、デジタル環境の整備やその効果的な活用を促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、地方公共団体等からの相談対応や専門家派遣、導入可能性調査等の検討支援、情報発信などの伴走支援を実施 →令和6年度は自治体への個別支援を重点的に実施



アウトプット (活動目標)

- ・ 地方公共団体の伴走支援を行う事務局の設置
- ・ PPP/PFI等の活用に向けた伴走支援の実施
- ・ デジタル機能強化に向けた伴走支援の実施

アウトカム (成果目標)

- ・ 社会教育施設におけるデジタルの効果的な活用やPPP/PFIの導入を検討する自治体数の増加
- ・ PPP/PFIの活用やデジタル環境の整備等を行う施設の増加

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

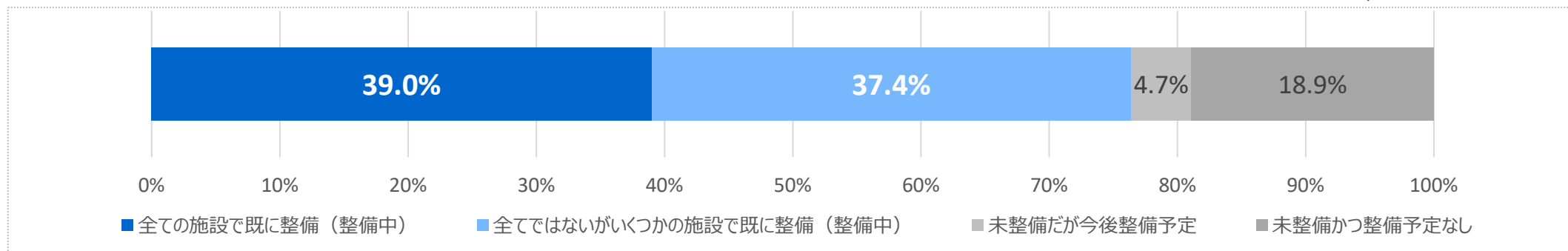
社会教育施設を拠点とした、地域住民が主体的に学べる教育環境の実現 (地域課題解決に向けた取組の充実、効果的・効率的な施設運営、社会教育施設が地域コミュニティの基盤として機能)

社会教育施設（公民館・図書館）におけるデジタル環境の整備状況

（1）公民館における来館者が利用できるWi-Fi設備の整備状況

- ▶ 来館者が利用できるWi-Fi設備が、全ての公民館で既に整備又は整備中であると回答した「自治体」は39.0%
- ▶ 一部の施設では整備されている「自治体」を含めると76.4%

【 デジタル環境の整備状況・今後の予定 】



出典：令和5年度社会教育デジタル活用等推進事業「社会教育施設のデジタル環境の整備等に関する調査」（文部科学省）

（参考）無線LAN(Wi-Fi等)が使える環境(来館者利用可) [H31.1月時点] 29.7% (公民館数 n=5401) 出典：全国公民館実態調査 ((公社)全国公民館連合会)

（2）図書館における利用者が利用できるWi-Fi設備の整備状況

- ▶ 利用者が使える無料のWi-Fiサービスがあると回答した「図書館」は72.1%

【 図書館内で利用できるWi-Fiサービス提供の有無 】（R5.10.1時点）

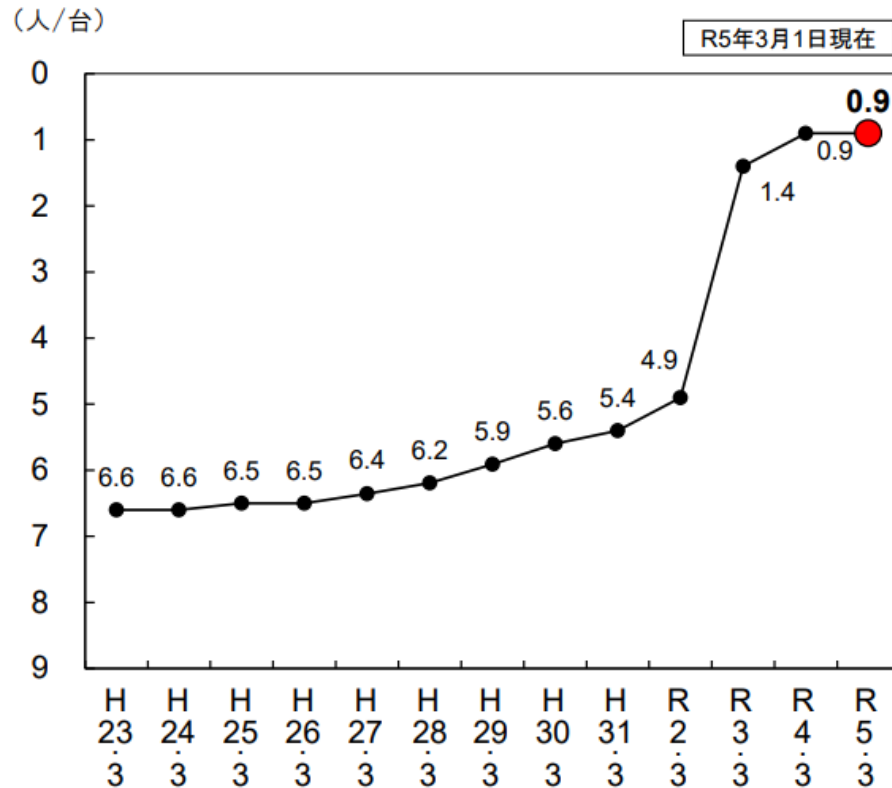
n = 721

・利用者が使える無料のWi-Fiサービスがある	72.1%	・有料のWi-Fiサービスを案内している	0.1%
・Wi-Fiサービスは特に案内していない	20.7%	・その他（記載）	6.7%

出典：「電子図書館・電子書籍サービス調査報告2023」((一社)電子出版制作・流通協議会)

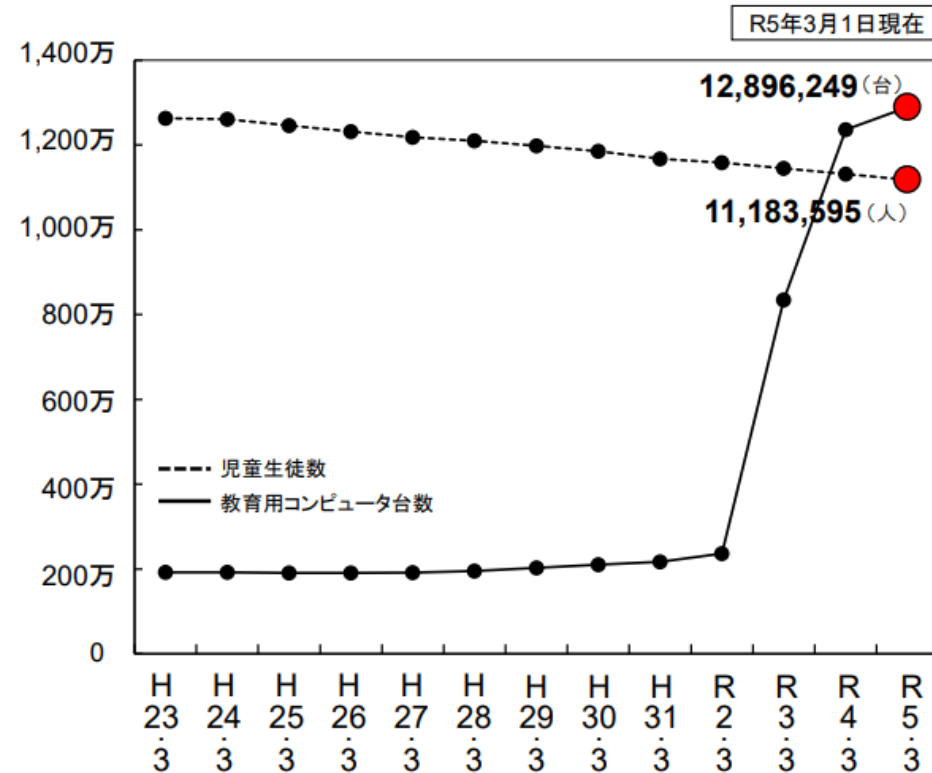
学校における主なICT環境の整備状況等の推移

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数



- ※ 「教育用コンピュータ」とは、主として教育用に利用しているコンピュータのことをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
- ※ 「教育用コンピュータ」は指導者用と学習者用の両方を含む。
- ※ 「教育用コンピュータ」はタブレット型コンピュータのほか、コンピュータ教室等に整備されているコンピュータを含む。
- ※ 技術的に情報セキュリティが確保されている場合（仮想デスクトップの導入等）は、教育用コンピュータと校務用コンピュータに二重計上する。

(参考)教育用コンピュータ台数と児童生徒数



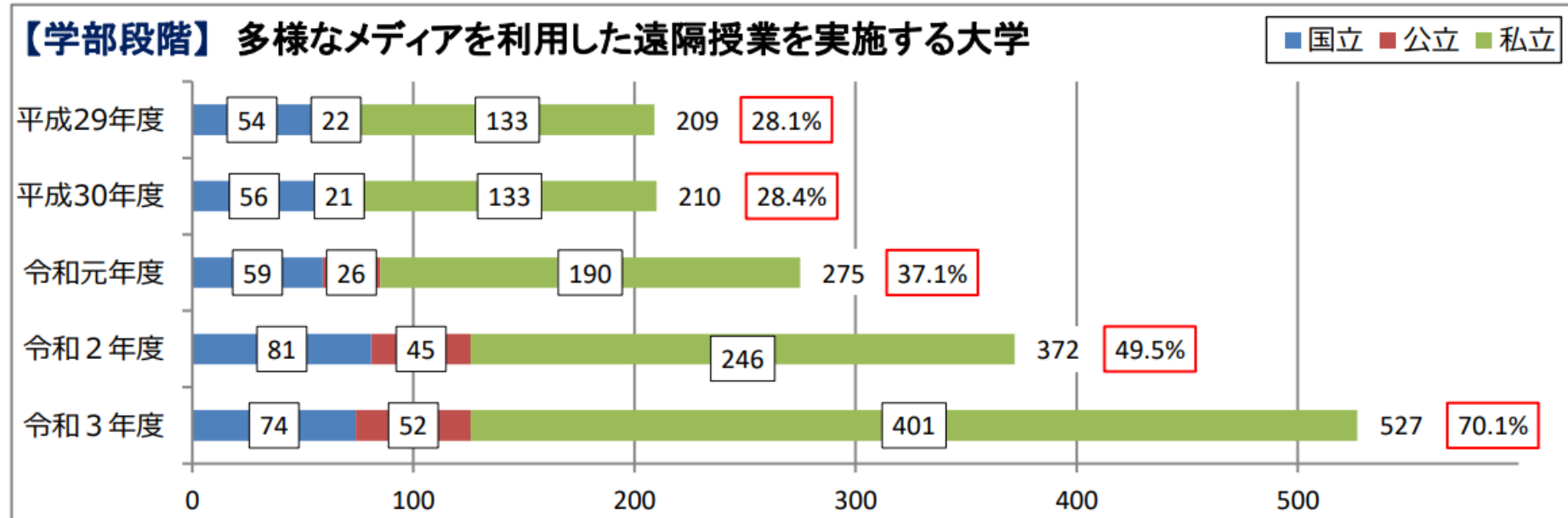
- ※ 教育用コンピュータ台数は、12,850,329台（令和4年3月は、12,359,187台）。
- ※ 児童生徒数は、11,183,592人（令和4年3月は、11,319,053人）。
- ※ 利用不能な状態にあるコンピュータは、台数にはカウントしない。

出典：令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）（令和5年3月1日現在）
令和5年10月 文部科学省

多様なメディアを利用した遠隔授業の実施状況

<2-E 情報通信技術(ICT)の活用>

①多様なメディアを利用した遠隔授業の実施状況



(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

多様なメディアを利用した遠隔授業:

ここでは、大学設置基準第25条第2項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目のことを指す。

出典:文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(令和3年度)」

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた

高等教育の在り方について（諮問）（令和5年9月25日 中央教育審議会）【概要】



1. 高等教育の在り方を検討する背景・必要性

急速な少子化

- ・**18歳人口は大幅に減少**（1966年：約249万人（最高値）→2022年：約112万人）
- ・**大学進学者は増加**（1966年：約29万人→2022年：約64万人（最高値））
- ・2022年の出生数は77万759人（統計開始以来最少）

→大学進学率の伸びを加味しても、**2040年の大学入学者数は約51万人**、
2050年までの10年間は50万人前後で推移と推計

グランドデザイン答申以降の高等教育を取り巻く変化

- ・コロナ禍を契機とした**遠隔教育の普及**
- ・**国際情勢の不安定化、世界経済の停滞** ・我が国の**研究力の低下**
- ・**学修者本位の教育への転換**など高等教育の質を高める取組の推進
- ・**研究力強化策**の推進（国際卓越研究大学制度等）
- ・**初等中等教育段階の学びの変化**（ICT環境整備、問題発見・課題解決的な学習活動の充実等）
- ・**修学支援新制度**の導入、**低所得者世帯の高等教育進学率の上昇** 等

一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献するため、
人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関の役割が一層重要化。学生が文理横断的に知識、スキル、態度、価値観を身に付け、
真に人が果たすべき役割を実行できる人材を育成することが必要。**リカレント教育**も重要。こうした人材育成が**個人・社会のWell-beingの実現**にも貢献。

2. 主な検討事項

(1) 2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿

- ・**グランドデザイン答申**で示された高等教育の目指すべき姿を前提としつつ、同答申以降の社会的、経済的変化を踏まえ、**これからの時代を担う人材に必要とされる資質・能力の育成**に向け、高等教育機関に関して今後更に取り組むべき具体的方策について検討。
- ・その際、**成長分野をけん引する人材の育成**や**大学院教育の改革**等の重要性にも留意。



各国立大学のミッションの多様化や、学部再編等支援といった動きも

(2) 今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方

- ・2040年以降の我が国の**大学入学者数の減少**や、**地域ごとの高等教育機関を取り巻く状況の違い**等を踏まえ、今後の**高等教育全体の適正な規模**も視野に入れながら、**高等教育へのアクセス確保の在り方**を検討。
- ・特に、学部構成や教育課程の見直しなど**教育研究の充実**や**高等教育機関間の連携強化、再編・統合等の促進、情報公表**等の方策を検討。
- ・その際、地方の高等教育機関が果たす**多面的な役割**も十分考慮。

(3) 国公私の設置者別等の役割分担の在り方

高等教育全体の目指すべき姿の議論においては設置者・機関別の観点も必要。

- ・**国立**：世界最高水準の教育研究の先導や学問分野の継承・発展等
- ・**公立**：地域活性化の推進や行政課題の解決への貢献等
- ・**私立**：高等教育の中核基盤として、専門人材の輩出や多様性確保等
- ・**短大**は地方の進学機会を確保。**高専**は実践的・創造的な技術者の、**専門職大学**は専門職業人の、**専門学校**は地域産業を担う専門人材の輩出に貢献。

こうした期待や変化等を踏まえ、急速な少子化の中での、**設置者別・機関別等の役割分担の在り方**や**果たすべき役割・機能**、その**実現方策**を検討。

(4) 高等教育の改革を支える支援方策の在り方

- ・検討事項(1)～(3)等を踏まえ、**教育研究を支える基盤的経費**や**競争的研究費等の充実**、**民間からの投資を含めた多様な財源の確保**の観点も含めた、**今後の高等教育機関や学生への支援方策の在り方等**について検討。

リカレント教育とは

「リカレント教育」とは、元来はいつでも学び直しができるシステムという広い意味を持つものであるが、本議論の整理では、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リスキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含む広義の意味で使用する。

（第11期生涯学習分科会における「議論の整理」より）

（参考：総務省 平成30年度版 情報通信白書より）

リカレント教育は、就職してからも、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働,余暇など）を交互に行なうといった概念である。1970年に経済協力開発機構（OECD）が公式に採用し、1973年に「リカレント教育－生涯学習のための戦略－」報告書が公表されたことで国際的に広く認知された。

リカレント教育

社会変化への対応や自己実現を図るための
以下①～③を内包した社会人の学び直し

①リスキリング

時代のニーズに即して職業上新たに
求められる能力・スキルを身に付けること

②アップスキリング

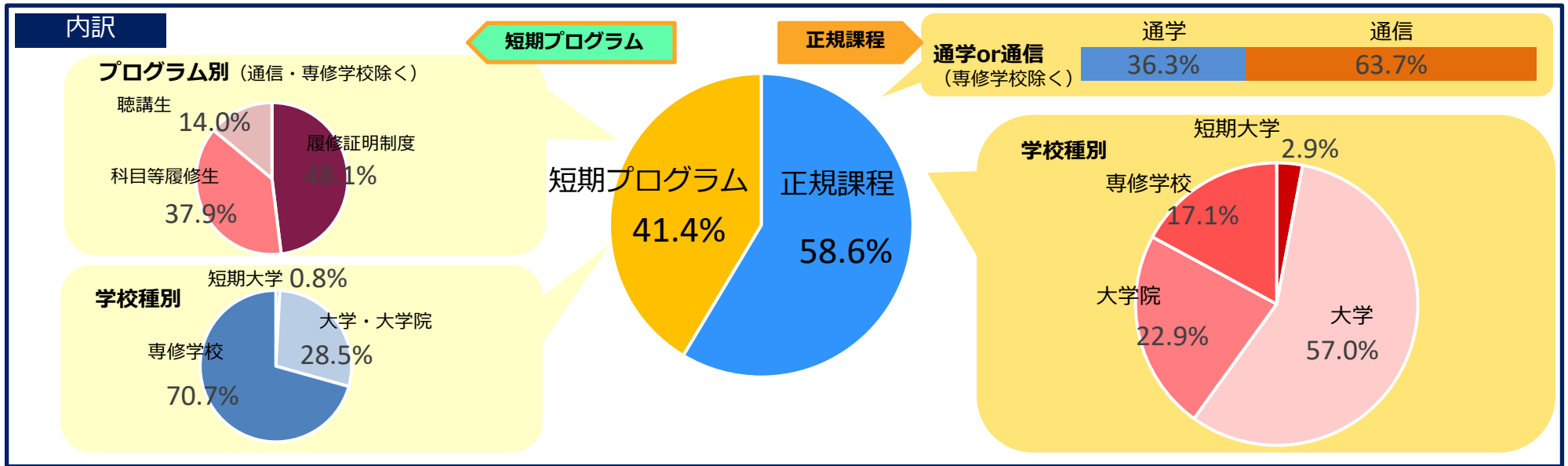
現在の職務を遂行する上で求められる
能力・スキルを追加的に身に付けること

③職業とは直接的には結びつかない
技術や教養等を身に付けること

リカレント教育の現状(大学・専門学校等)

- 社会人学習者は、大学学部、大学院、専修学校等の正規課程で学んでいる者が約6割（約27万人）。うち、約6割が通信制。
- 短期プログラムで学ぶ社会人のうち、大学・大学院のプログラムを学ぶ者は約29%、専修学校のプログラムを学ぶ者は約71%。
- 公開講座の受講者数の推移は近年停滞気味。

大学・専門学校等における社会人受講者数 約47万人（2021年）※大学公開講座は除く



大学公開講座の受講者数

出典：文部科学省「開かれた大学づくりに関する調査」(平成28年度、令和元年度)
※一部推測値も含まれている

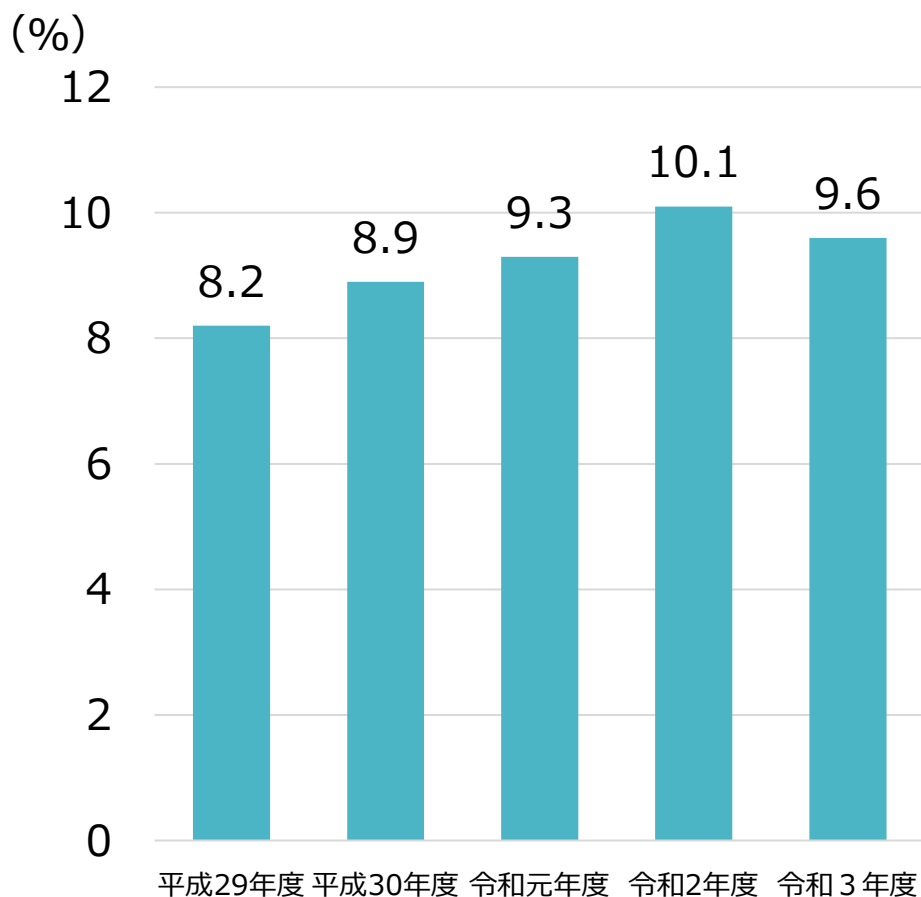
約118万人
(2019年)



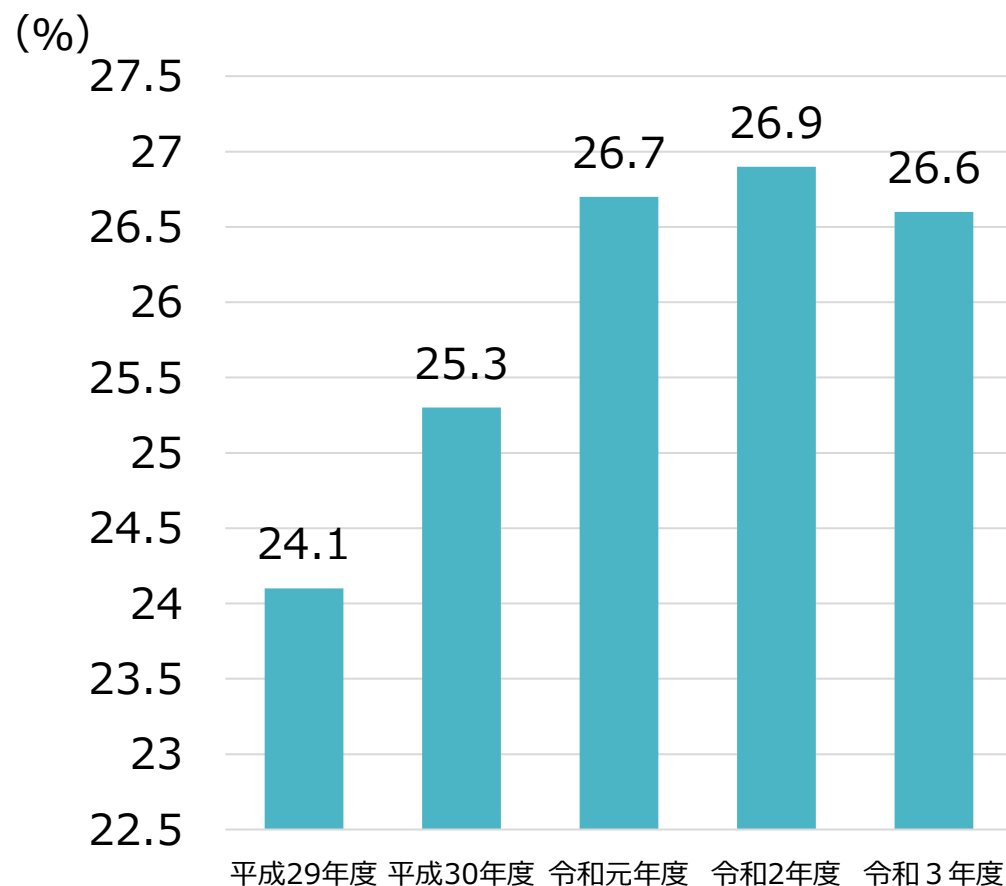
社会人向けの授業科目や短期プログラムは増加傾向にあるものの全体的にはまだ少ない

○リカレント教育授業科目や、履修証明プログラム等の社会人向けプログラムを開設する大学の割合は近年増加傾向にあるものの、いずれも3割に満たない。

社会人等に対するリカレント教育を目的とした授業科目を開設する大学の割合



社会人等に対するリカレント教育を目的とした特別講義等を開設する大学の割合
(公開講座や、履修証明プログラム等によるものも含む)

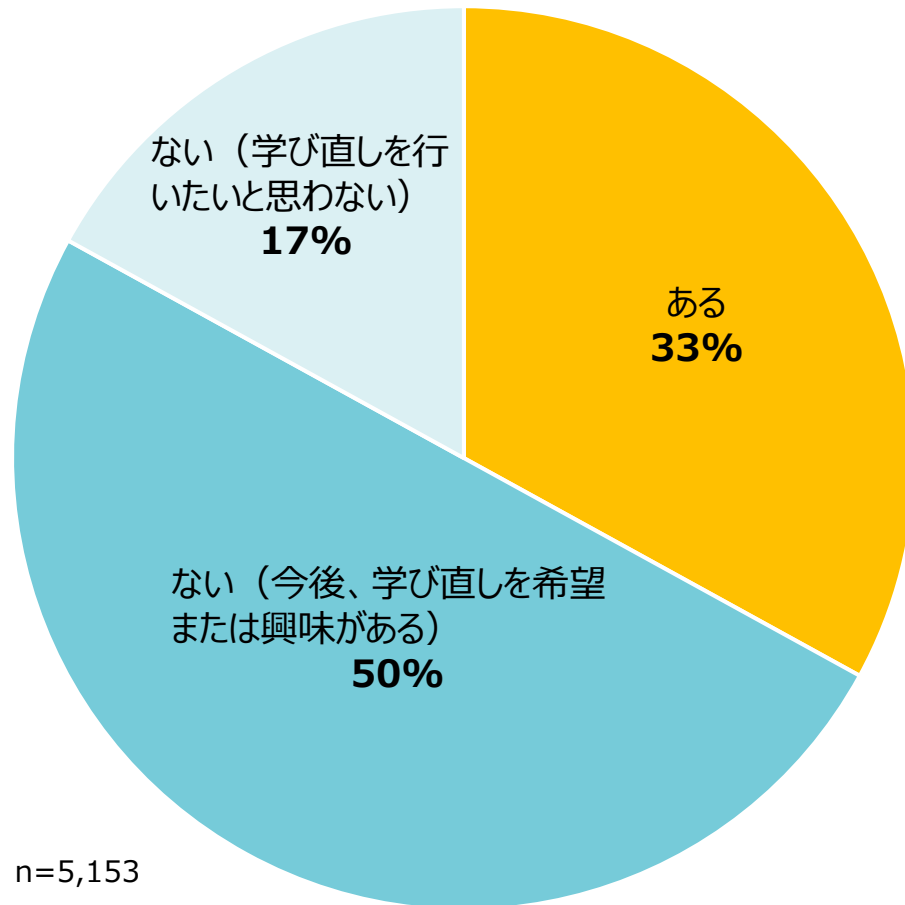


(備考) 全国の国公私立大学が調査対象。(平成29年度767校、平成30年度782校、令和元年度786校、令和2年度795校、令和3年度793大学)
(出所) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

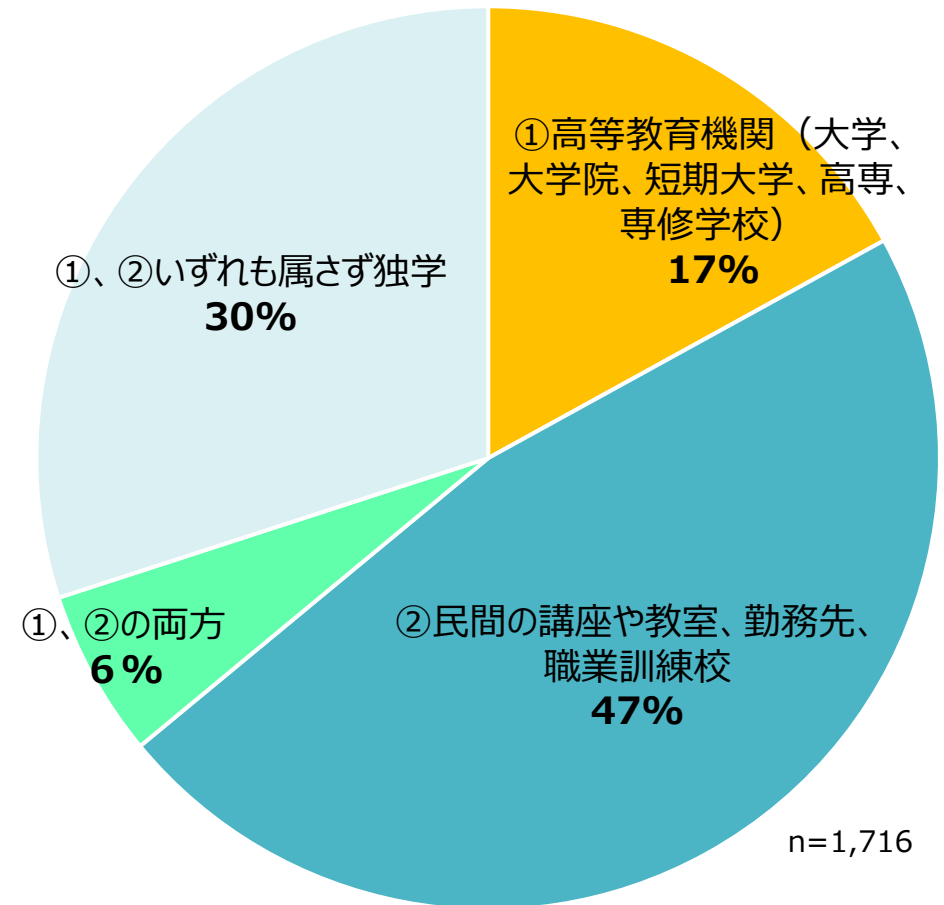
学び直しへの関心がある社会人は多いが、大学で学ぶ者はまだ少ない

- 学び直しを实际行った人と、行ったことはないが希望・興味はある人を合わせると8割超。
- 一方、实际に学んでいる機関として、大学等の高等教育機関を挙げた者は2割に満たない。

社会人の学び直し経験の有無



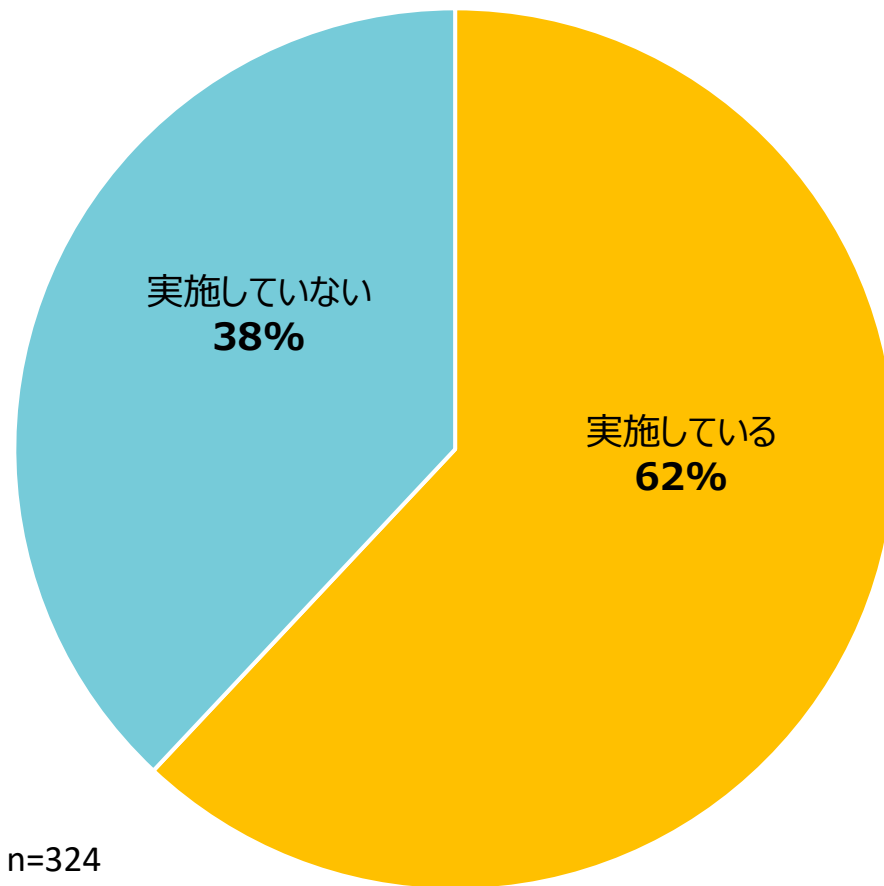
学んでいる機関の内訳



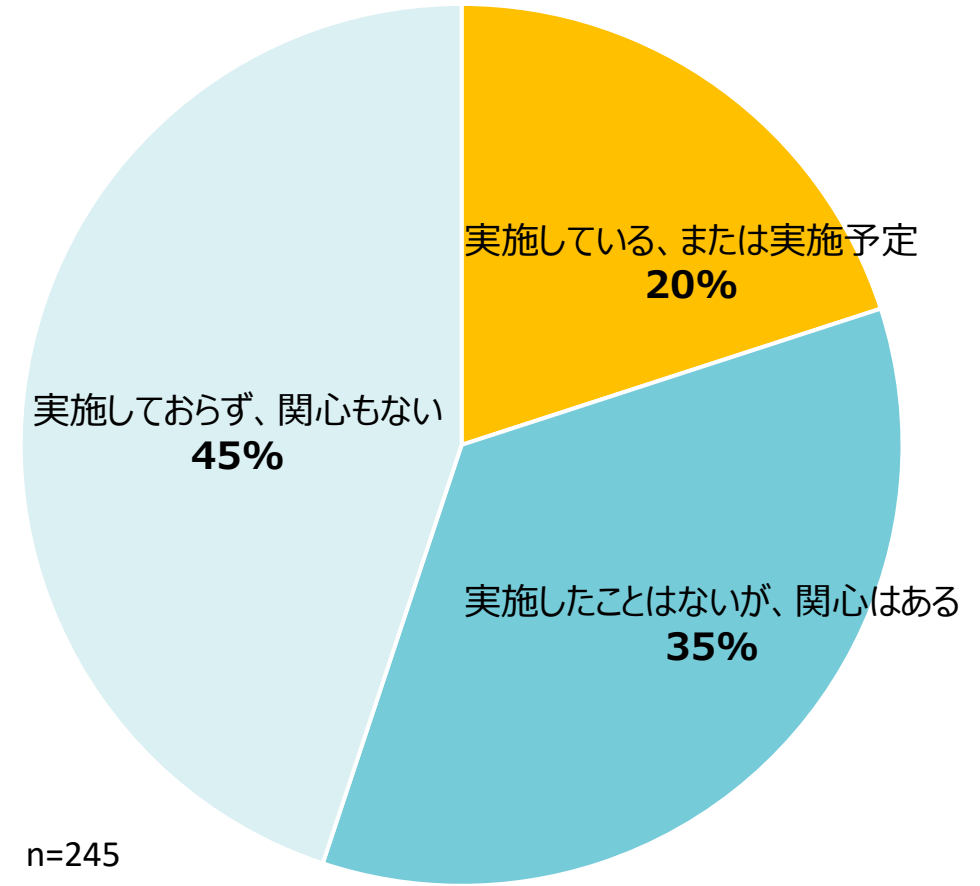
大学におけるリカレント教育を実施する企業等は 2 割程度と少ない

- リカレント教育を実施する企業は約 6 割だが、大学・大学院を活用しているのは約 2 割にとどまる。
- 大学・大学院におけるリカレント教育に関心がある企業は約 35%。

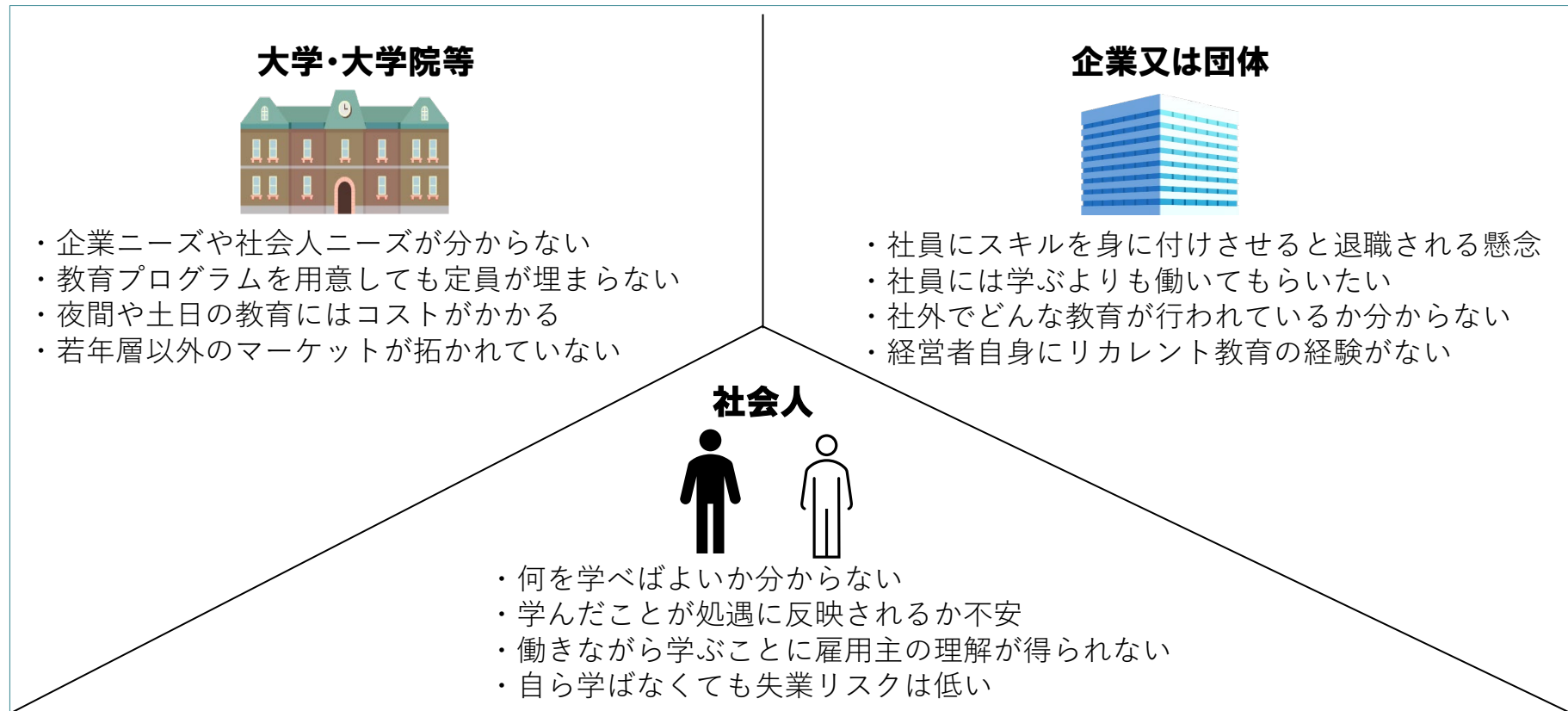
企業主導のリカレント教育実施有無



大学・大学院におけるリカレント教育の実施有無



現状は企業・個人・教育機関が「三すくみ」の状態



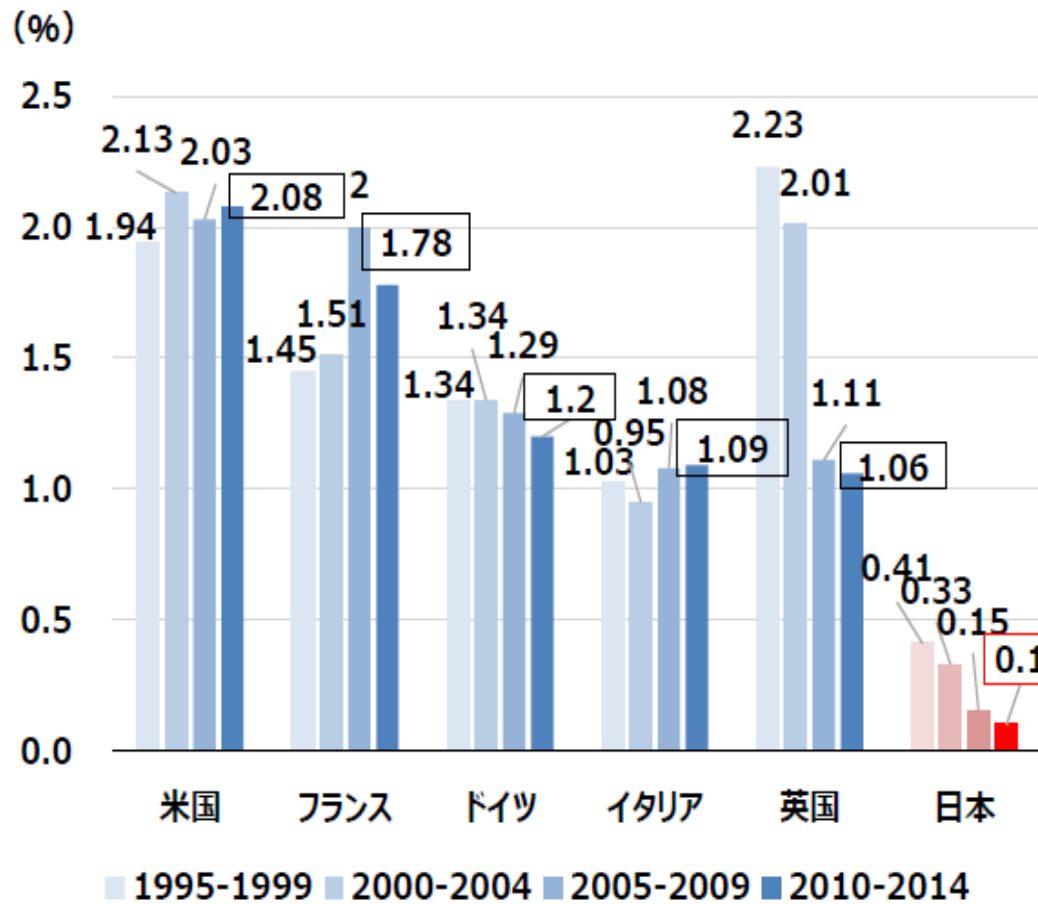
世界的に見ても圧倒的に立ち遅れており、我が国の経済成長、労働生産性の向上、個人のウェルビーイング実現にとって危機的状況

- 我が国の労働力人口の急激な減少は不可避であり、労働者一人ひとりの生産性向上が急務
- 成人の学習参加率が高いほど、時間当たりの労働生産性が高い傾向
- 米国企業の人材投資（GDP比）は、日本企業の20倍以上
- 我が国の労働者は現在の勤務先に継続勤務する意欲は低いが、転職も起業もする意欲も低い（主要アジア各国中最低）

企業は学ぶ機会を与えず、個人も学ばない傾向が強い

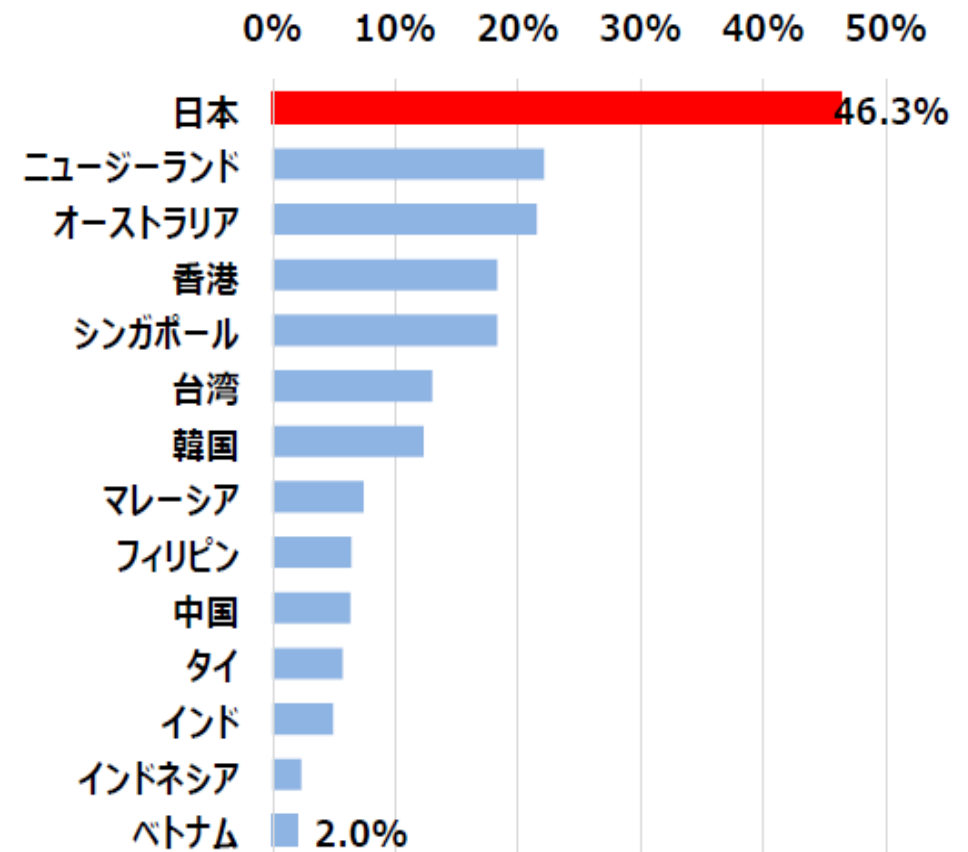
- 日本企業のOJT以外の人材投資（GDP比）は、諸外国と比較して最も低く、低下傾向。
- 社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は半数近くで、諸外国と比較しても不十分。

人材投資（OJT以外）の国際比較（GDP比）



(出所) 学習院大学宮川努教授による推計（厚生労働省「平成30年版労働経済の分析」）を基に経済産業省が作成

社外学習・自己啓発を行っていない人の割合

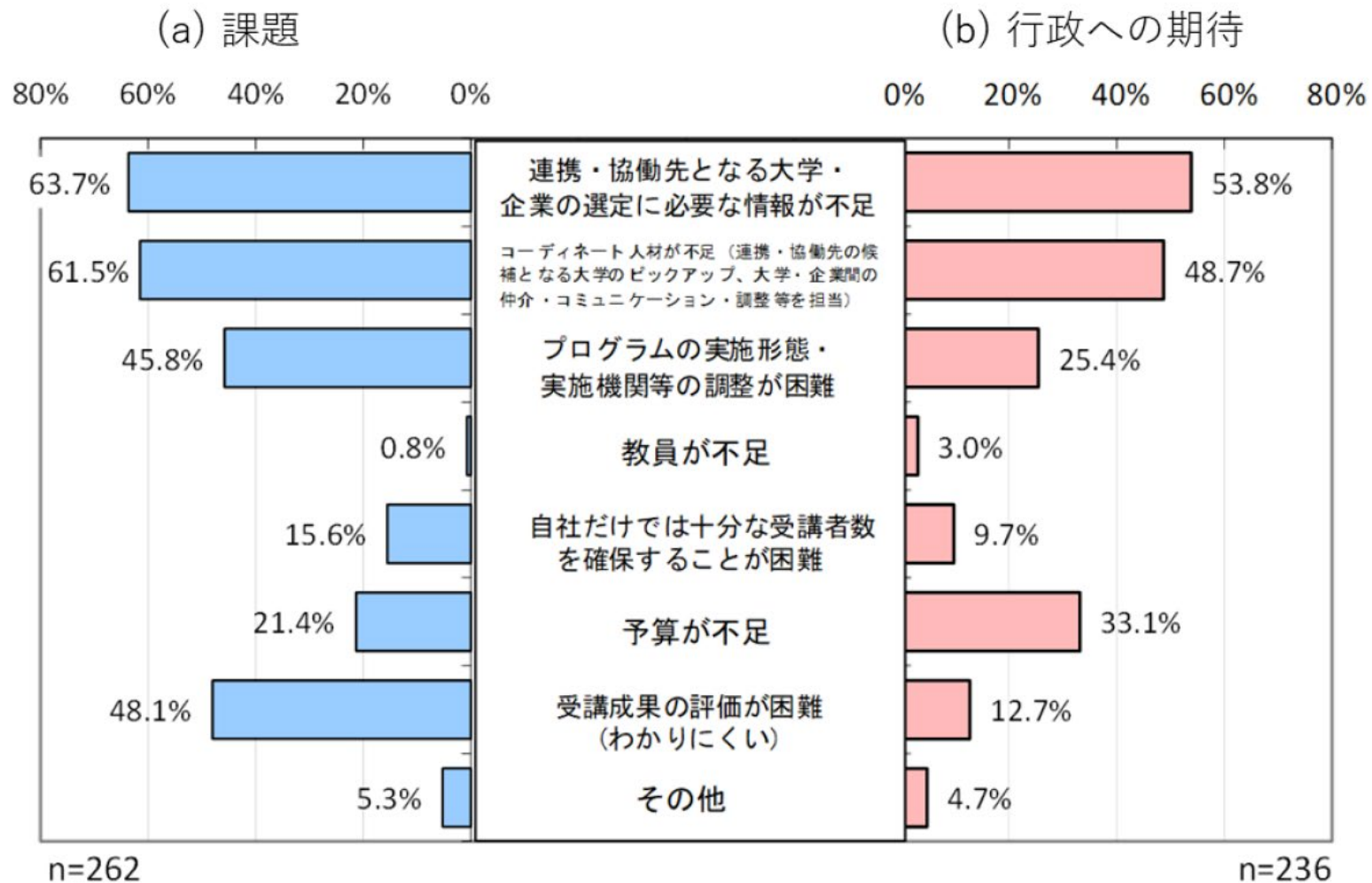


(出所) パーソル総合研究所「APAC就業実態・成長意識調査（2019年）」を基に経済産業省が作成

大学の強みを生かしたリカレント教育プログラムが産業界からも求められている

- 「大学の強みを生かしたリカレント教育プログラム」に求めるのは、単なるスキル習得にとどまらない、**本質的な学びの深さ（深い知見・知識の共有と体系立った学び「総合知」）**。
- 企業ニーズに対応した即効性を求めるプログラムとは一線を画して、**深い思考力を身につけることや、地域における「知」の中核を担う大学が産学官連携を通じたプログラムを企画・実施することで地域活性化に貢献する重要性が指摘されている。**
- リカレント教育を産学連携で進めるにあたって、連携機関の調整等を行う**コーディネート機能、受講成果の評価**において課題感がある。

企業がリカレント教育等を大学と連携・協働する際の課題、行政への期待



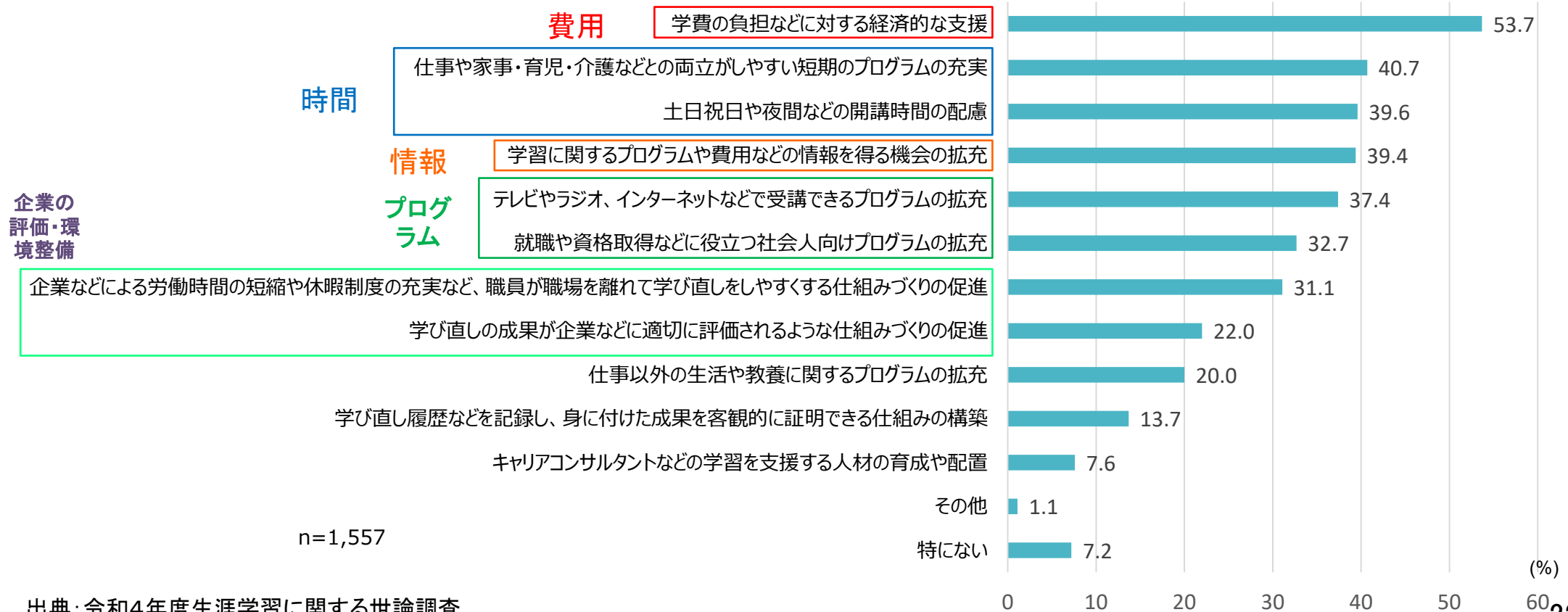
社会人が大学等で学習するにあたっての課題

社会人が大学などで学習しやすくするために必要な取組としては、

①費用の支援、②時間の配慮、③情報を得る機会の拡充、④実践的かつオンライン活用など受講しやすいプログラムの拡充、⑤企業の評価・環境整備が上位。

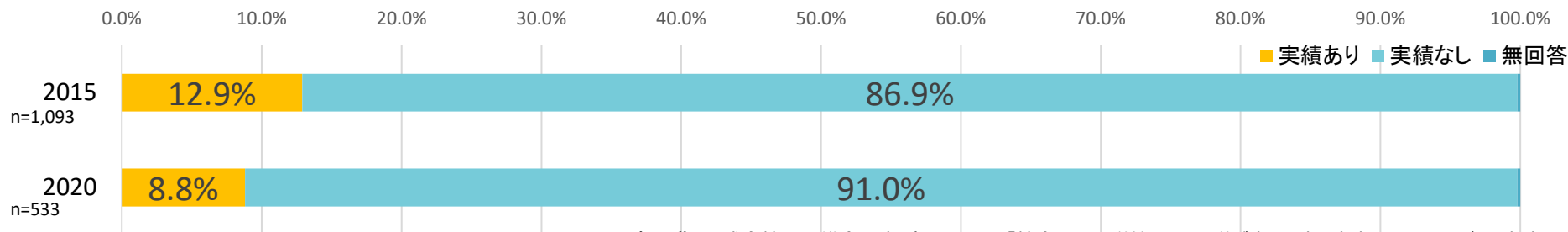
○ 学びやすくするための取組

問 社会人が大学などで学習しやすくするためには、どのような取組が必要だと思いますか。
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)



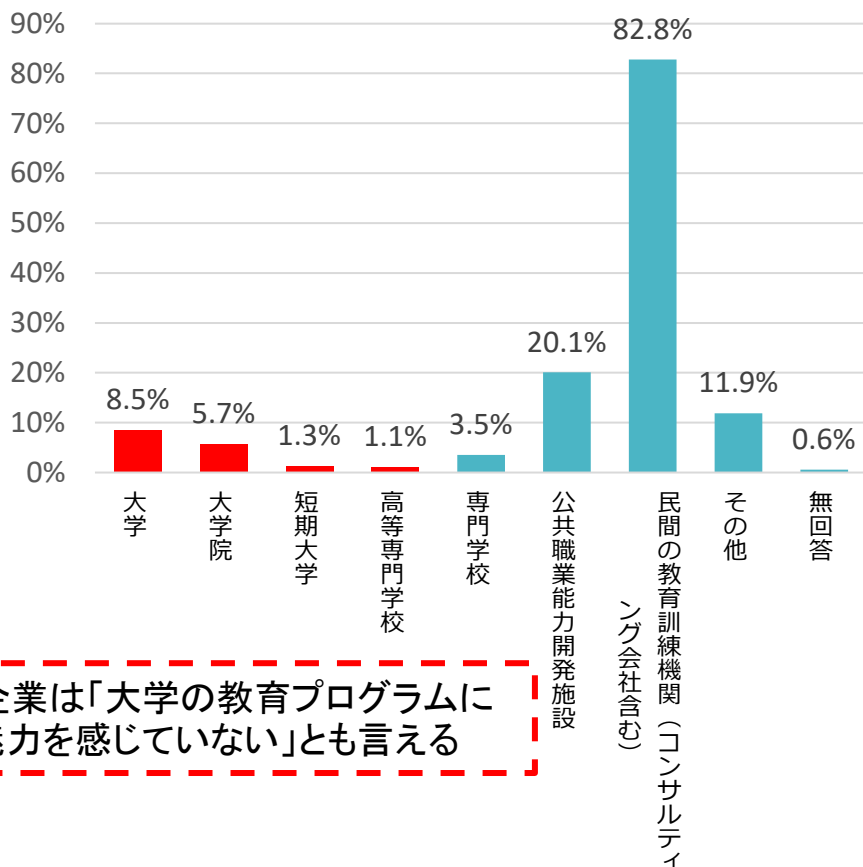
企業が大学等のリカレント教育を活用するにあたっての課題

過去5年間で従事者を大学等へ送り出した実績



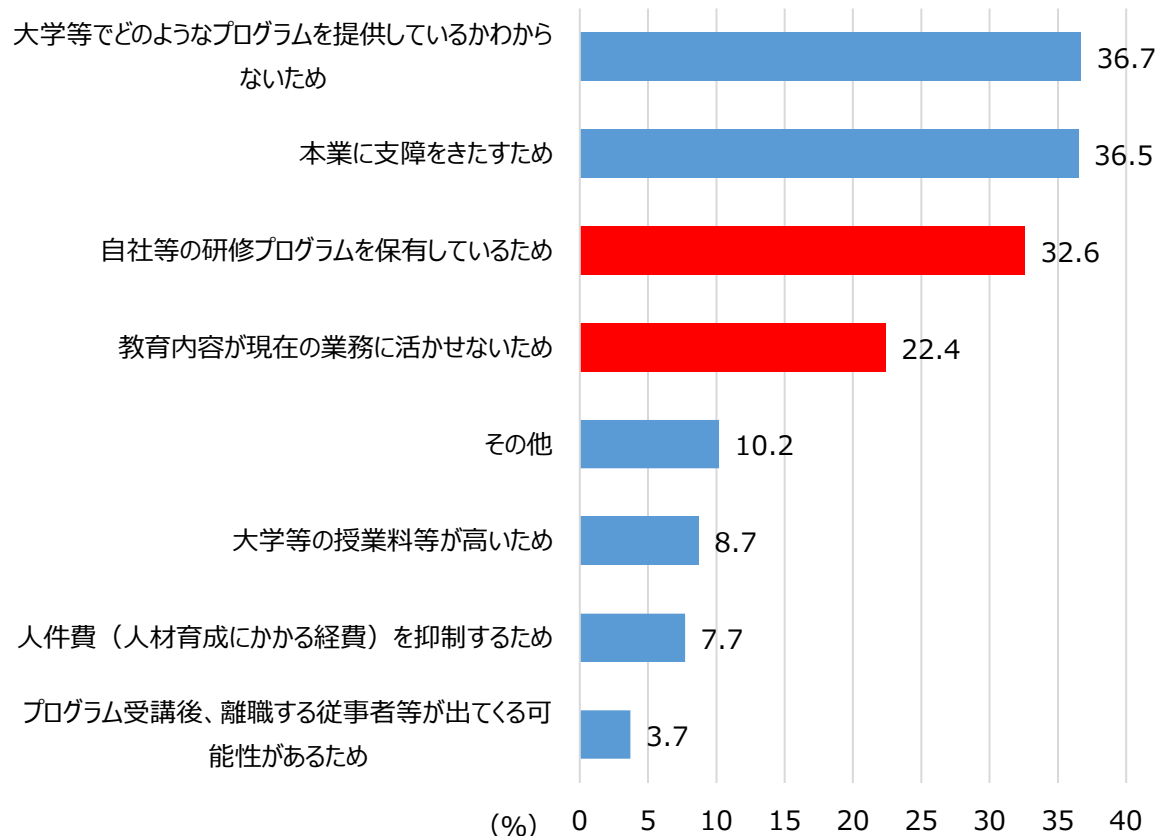
(出所) 株式会社野村総合研究所 2015 : 「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究 報告書 V 資料編」
2020 : 「大学等における社会人の学びの実態把握に関するアンケート 調査 (企業等向け)」

活用する外部教育機関の種別 (複数回答)



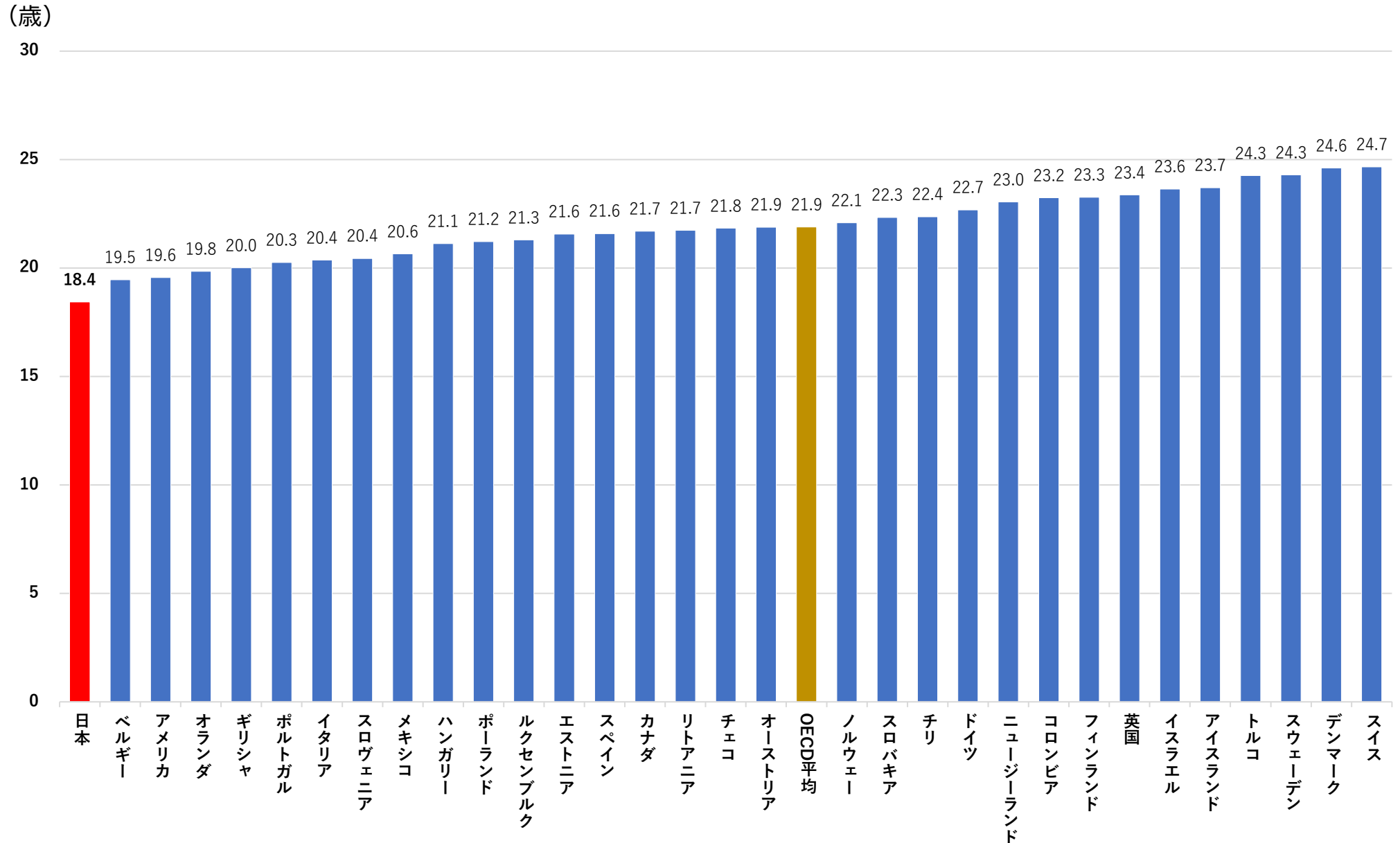
※企業は「大学の教育プログラムに魅力を感じていない」とも言える

大学等を活用していない理由



高等教育機関入学者の平均年齢

我が国の高等教育機関への入学者の平均年齢は18.4歳であり、OECD諸国の中で最も低い。

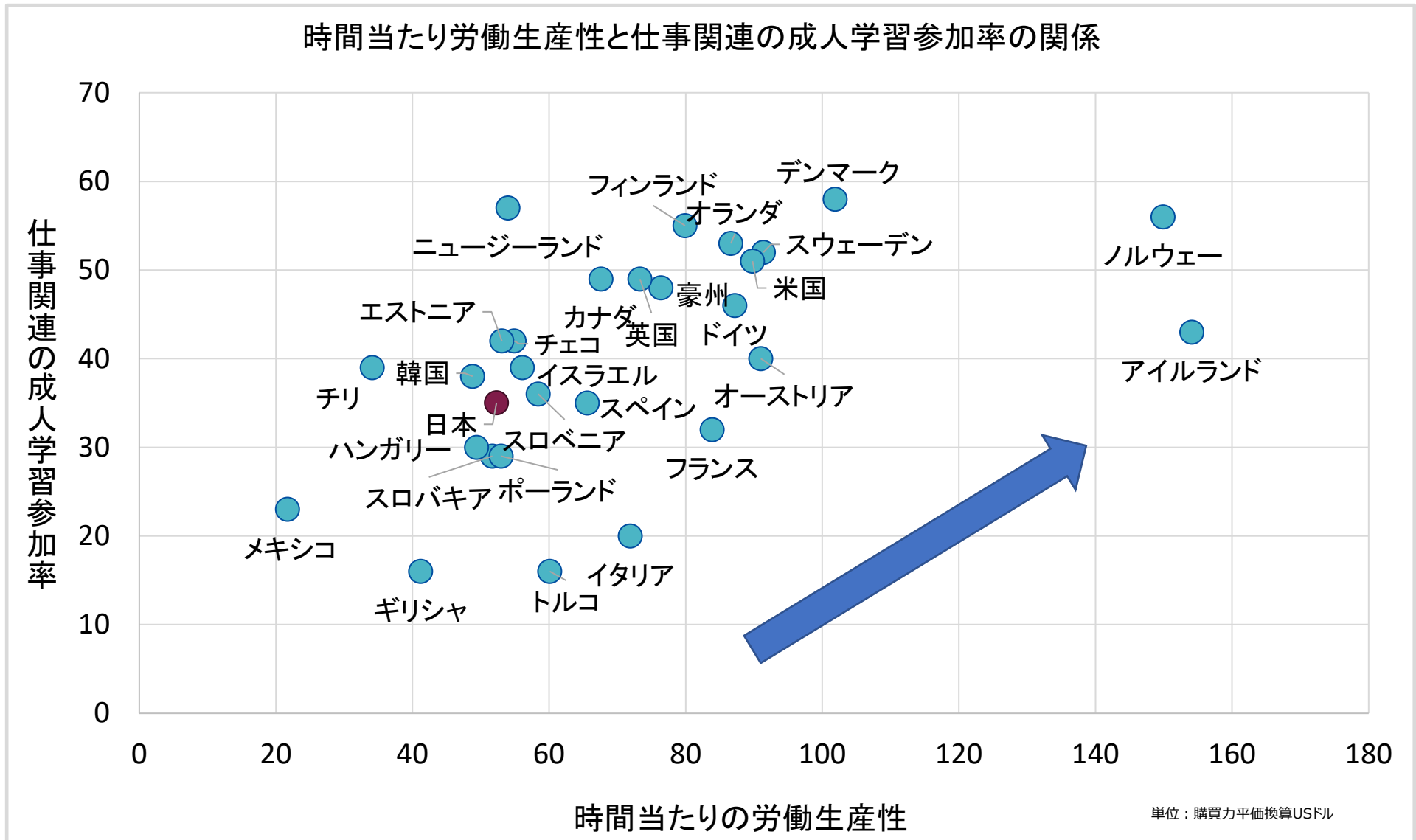


(備考)データは2021年時点の集計可能な国のみ。

(出典)OECD「Education at a Glance2023(図表でみる教育2023)」TableB4.1(<https://stat.link/b3lxch>)

諸外国の労働生産性と仕事関連の成人学習参加率の比較

仕事関連の成人学習参加率が高い国ほど、時間当たりの労働生産性が高い傾向にある。



(出典) 縦軸：大学学位取得者の成人教育参加に関する国際比較 (加藤, 2022)
 横軸：(出典) 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」
 を基に文部科学省作成

社会人の学び直しに関する提言等①

◆ 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2023（令和5年6月16日閣議決定）

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

（三位一体の労働市場改革）

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、**労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要**であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、**人的資本こそ企業価値向上の鍵**である。こうした考え方のもと、**「リ・スキリングによる能力向上支援」**、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。（中略）

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、**個人への直接支援を拡充**する。その際、**教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設**について検討する。また、**5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し**等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（4）官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進

（前略）デジタル化やグローバル化など社会の急速な変化への対応を加速し、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成強化や国際的な人的交流の活性化を図る。その際、進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への学部再編等や先端技術に対応した高専教育の高度化、文理横断的な大学入学者選抜・SSH等による学びの転換の促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化等、**未来を支える高度専門人材を育む大学、高等専門学校、専門学校等の機能強化**を図る。

社会人の学び直しに関する提言等②

◆ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅲ 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

（４）リ・スキリングによる能力向上支援

① 個人への直接支援の拡充

国の在職者への学び直し支援策は、企業経由が中心となっており、現在、企業経由が75%（771億円（人材開発支援助成金、公共職業訓練（在職者訓練）、生産性向上人材育成支援センターの運営費交付金））、個人経由が25%（237億円（教育訓練給付））となっている。これについては、働く個人が主体的に選択可能となるよう、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、**過半が個人経由での給付が可能となるようにし、在職者のリ・スキリングの受講者の割合を高めていく。**

その際、業種を問わず適用可能な科目についてのリ・スキリングが、労働者の中長期的なキャリア形成に有効との先進諸国での経験を踏まえ、民間教育会社が実施するトレーニング・コースや**大学が実施する学位プログラムなどを含め、業種・企業を問わずスキルの証明が可能なOff-JTでの学び直しに、より重点を置く。**

業種・企業を問わず個人が習得したスキルの履歴の可視化を可能とする一助として、**デジタル上での資格情報の認証・表示の仕組み（オープンバッジ）の活用の推奨**を図る。

（７）多様性の尊重と格差の是正

⑤ キャリア教育の充実

（前略）**大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図る**ため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招聘する実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招聘する。

また、**大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。**

企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

◆ 成長戦略等のフォローアップ（令和5年6月16日閣議決定）

I 人への投資・構造的賃上げと三位一体の労働市場改革の指針

（地域の産業界のニーズに合わせた教育プログラムの提供）

・地域の産業界のニーズに合わせた高度人材を育成するため、**地域の大学、地方自治体等にコーディネーターを配置し、当該ニーズを踏まえたリ・スキリング・プログラムの提供等を支援**する。また、自動車整備士等専門技術者のリ・スキリングを促すため、**専修学校での専門技術者へのリ・スキリング・プログラムの提供等を支援**する。

社会人の学び直しに関する提言等③

◆教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

I. 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

（2）第3期計画期間中の成果と課題

○社会経済の発展の観点からは、イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、社会人の学び直しが十分に進んでいない状況に対し、リカレント教育、とりわけリスキリングの重要性が指摘されている。また、人生100年時代において、高齢者を含めた全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学習することを可能とすることが重要である。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標8 生涯学び、活躍できる環境整備

○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実

・成長分野をはじめとして、大学等において産業界と連携した実践的なリカレント教育の充実が図られるよう、学内の体制整備を含めた教育プログラムの開発・実施へ向けた支援を行うとともに、「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の認定制度の活用を促進する。

・大学等における継続的なリカレント教育の実施に向け、各地の地域連携プラットフォームを活用したり、その議論を踏まえたりしながら、地方公共団体や大学コンソーシアム等において産業界や地域の人材ニーズの把握や広報・周知等を効果的・効率的に行えるよう、産学官金の連携体制（リカレント教育プラットフォーム）の構築等を支援し、成果の全国展開を図る。

○リカレント教育のための経済支援・情報提供

・学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取組を推進する。

○リカレント教育の成果の適切な評価・活用

・企業等における個人の学び直しの適切な評価や活用の促進を図るため、リカレント教育の効果に関する調査研究を実施し、その結果を周知する。

○学習履歴の可視化の促進

・デジタル技術を活用した個人の学習履歴の可視化に関する取組を進める。

・社会人の学びのポータルサイト「マナパス」におけるマイページ機能の拡充や周知及び厚生労働省が実施している「マイジョブ・カード」との連携を実施し、個人の大学等における学習履歴の可視化を促進する。

リカレント教育の推進に関する関係省庁の施策

関係省庁において各施策を有機的に連携・充実し、リカレント教育を推進。 ※令和3年8月に関係省庁連絡会議を立上げ

我が国の競争力強化に向けた
機運の醸成・環境の整備

経済産業省

● デジタル・グリーン等の成長分野における 人材育成の推進

- ・第四次産業革命スキル習得講座認定制度（リスキル講座）
- ・デジタル人材育成プラットフォーム【地域デジタル人材育成・確保推進事業】
- ・デジタルスキル標準の策定
- ・デジタル推進人材の育成
- ①半導体人材②蓄電池人材【蓄電池先端材料研究・人材育成拠点整備事業】等
- ・リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業
- 価値創出の源泉である人材力の強化
- ・高等教育機関における共同講座創造支援事業
- ・創造性リカレント教育を通じた新規事業創造の促進【大企業等人材による新規事業創造促進事業】

実践的な能力・スキルの習得のための大学・専門学校
等を活用したリカレント教育プログラムの充実

文部科学省

● 大学等における「リカレントプログラム」の開発・拡充に向けた支援

- ・大学・大学院等におけるデジタル・グリーン等成長分野を中心とした社会のニーズに合ったプログラムの開発・実施・横展開【成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業】
- ・専修学校の教育分野8分野において企業や各業界と連携しプログラムを開発・提供【専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業】
- ・リカレント教育推進のための専門人材の育成【持続的な産学共同人材育成システム構築事業】
- ・社会人・企業等のニーズに応じた実践的・専門的プログラムに対する大臣認定の促進・教育訓練給付制度(厚生労働省)との連携（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）等

● リカレント教育推進のための学習基盤の整備

- ・大学コンソーシアムや自治体等における大学側のシーズと産業界のニーズのマッチング等に向けた産官学金の連携体制の整備【地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業】
- ・リカレント教育のもたらす効果の調査研究や、指標の開発、普及啓発を実施【リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業】
- ・社会人向け講座情報へのアクセス改善・学習歴の可視化【社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究】

職業能力開発、環境整備のための支援

厚生労働省

● 個人の主体的な学び直しに対する支援

- ・労働者が主体的に学び・学び直しに取り組み、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合の受講費用の一部の給付【教育訓練給付制度】
- ・民間の教育訓練機関等による、離職者向け職業訓練の提供【公共職業訓練・求職者支援訓練】
- ・ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会の提供など、労働者等のキャリア形成・学び直しの総合的な支援【キャリア形成・学び直し支援センター事業】
- ・受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定・開発・試行【受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業】等

● 企業に対する支援

- ・企業が雇用する労働者に対して、①デジタル分野の訓練や ②多様な訓練の選択が可能となる定額制訓練（サブスクリプション型の研修サービス）、③労働者の自発的な能力開発を促進するための支援、④新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識等を習得させるための訓練 などを実施した場合の訓練経費等の助成【人材開発支援助成金】
- ・企業が教育訓練のための休暇制度や短時間勤務等制度を導入した場合の助成【人材開発支援助成金】
- ・民間の教育訓練機関等による、企業の実情に応じたオーダーメイドの在職者向け訓練の提供【生産性向上支援訓練】

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

令和6年度予算額 88億円
(前年度予算額 91億円)

令和5年度補正予算 7億円



人生100年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、産業界や社会のニーズに対応した実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育の基盤整備を車の両輪として厚労省・経産省と連携しながら推進し、誰もがいくつになってもキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、新たなチャレンジができる社会を構築する。

大学・専門学校・高等専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充

<社会人を主なターゲットとしている予算事業>

①リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業 : 538百万円【令和5年度補正予算】

・高等教育機関ならではのリカレント教育モデルの確立に向け、産業界の人材育成課題や大学等の教育資源を整理した上で、具体的なプログラム開発のための分析・ヒアリング等を行う調査研究を実施

②専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育(リ・スキリング)推進事業 : 402百万円(402百万円)

・専修学校の教育分野8分野において企業や各業界と連携しプログラムを開発・提供。

③放送大学学園補助金 : 7,301百万円(7,392百万円) (放送大学学園次世代教育研究開発センターにおけるリカレント教育及びリ・スキリングの推進等)

・各地域の大学等が強みを持つ研究分野について、各学習センターとタイアップした同時双方向Web授業開発によるリカレント教育の推進。

☆大学・専修学校の実践的短期プログラムに対する文部科学大臣認定の充実(非予算)

・大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP)及び専修学校「キャリア形成促進プログラム」

⇒ 受講者の学習機会の拡充や学習費用の軽減につながるよう、認定講座をさらに充実。

職業実践力育成プログラム: 172大学等、379課程(令和5年6月時点)

キャリア形成促進プログラム: 14校、19課程(令和5年1月時点)

④大学等における価値創造人材育成拠点の形成 : 76百万円(80百万円)

・社会人を対象に、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成。

⑤女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業 : 19百万円(21百万円)

・女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の総合的支援。

<社会人をターゲットの一部としている予算事業>

⑥大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 : 85百万円(169百万円)

・地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口(就職先)と一体となった教育プログラムを実施。社会人も対象に含めた短期プログラムの提供も想定。

⑦地域活性化人材育成事業 : 878百万円の内数(919百万円の内数)

・学部等の再編を目指す取組、大学間の高度な連携等を通じ、地域資源を結集したプログラムを構築し、イノベーションを担う人材を育成(取組の一部に社会人等を対象とした履修証明プログラムを含む)。

※このほか、国立大学や私立大学等の基盤的経費の算定において、社会人の受入れ状況や組織的な受入れ促進の取組状況が考慮されている。

リカレント教育推進のための学習基盤の整備

①地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業 : 139百万円【令和5年度補正予算】

・地域における人材ニーズと大学等の教育コンテンツのマッチングや、リカレント教育に対する企業側の評価の在り方等に関する検討、経営者向けのプログラム開発など、リカレント教育を継続的に推進するためのプラットフォームを構築する大学コンソーシアムや自治体等への支援を実施。

②社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実 : 30百万円(30百万円)

・社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」の機能強化やコンテンツ拡充に取り組み、大学等における社会人向け講座情報や受講にあたって活用できる経済的支援の情報、実際の学習成果・ロールモデル等の情報発信を強化するとともに、学習歴の可視化・キャリアアップへの活用等を促進。

リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業

令和5年度補正予算額 5億円

背景

- 労働人口の減少は不可避である中、**労働生産性の向上は国家的課題**
- VUCAの時代にあって真に必要なとされるスキルは、**資格や検定ではなく「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」「分析的思考」等***であり、**リカレント教育を大学等の責務として行う必要**
※経団連産学協議会2022年報告／世界経済フォーラム「仕事の未来2020」
※これらの能力は職業上も活用可能性が高く、大学での育成が期待される高度なり・スキリングであり、リカレント教育の一部と捉える。
- 国際的にも社会人割合が低い日本の大学は、**産業界のニーズに柔軟に対応できる教育プログラムが不十分**
- また、**企業も大学等をリ・スキリングやリカレント教育の場とみなしていない**
(過去5年で従業員を大学等に送り出した企業等は10%未満)
- アメリカ企業と比べて**日本企業のOJT以外での人材投資はわずか1/20程度**

目的

- ◆ **「企業成長に直結する」「高等教育機関しかできない」リカレント教育モデル（VUCA時代に必要なスキルを学ぶ場）を確立**

「産業」「個人」「教育機関」の成長を好循環させ、教育機関が個人の成長や産業の発展を支えることを通じて自身の教育・研究の質向上にも繋がる、**エコシステムを創出**。日本社会の持続的発展へ。

実施内容

※1～3まで一貫して、産業界の現状分析や大学等のリカレント教育に関する知見のある民間企業等に委託（5.4億円）

1. 産業界の人材育成に関する課題とニーズの把握

- 産業界が人的資本経営を進める上での**人材育成に関する課題について、業界毎にヒアリング・アンケート調査等を実施し、抽出**する。その際、大学等との連携に関する意向も聴取し、企業の経営・人事戦略に基づいて、**大学等において提供されるリカレント教育プログラムに従業員を派遣したり、その成果で得られた能力を処遇に反映するなど、より進んだ取組の推進意向がある企業等を調査・把握**する。

2. 企業ニーズを踏まえたプログラム構成要素の分析、アウトライン設計

- 1. で抽出した産業界の課題を踏まえ、各課題の解決に寄与する人材育成のための教育プログラム開発に向け、**プログラムに取り込むべき学習要素や、身につけるべき能力を具体的に分析・整理**。
- その上で、**大学・高等専門学校等が提供できる教育リソースを調査・整理**し、それらを活用して課題に応じた**教育プログラムのアウトラインを設計**する。

3. 具体的なプログラム開発に向けた大学等へのヒアリング調査等

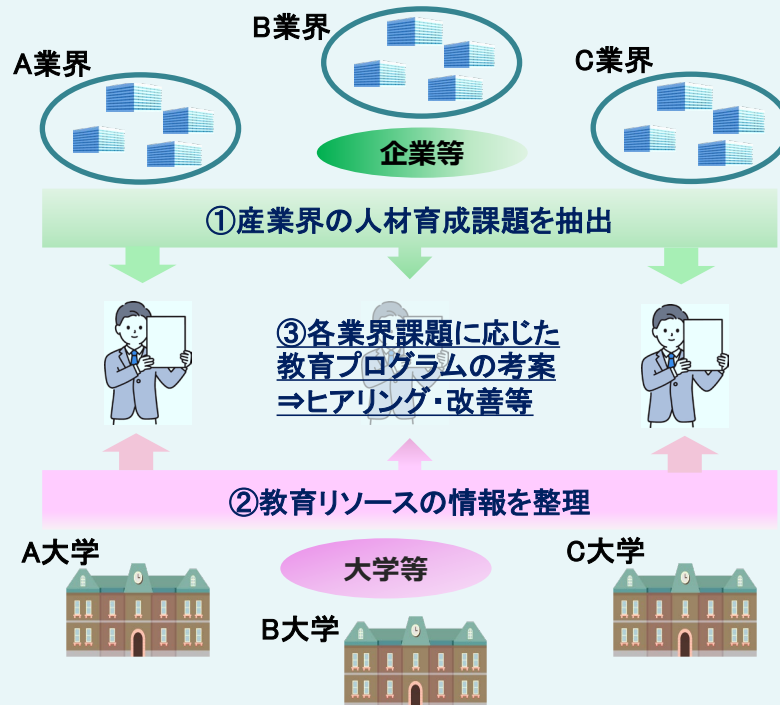
- 2. で設計した各教育プログラムのアウトラインについて、**課題を提示した企業及び教育リソースを持つ大学等に共有・ヒアリングを実施**し、双方にとって実益が得られるよう改善・具体化を図る。
- 併せて、考案したプログラム案について、それを通じて解決を目指す産業界の課題も含め**調査分析の結果を取りまとめ、実際に大学等がプログラム開発に円滑に取り組めるよう普及啓発**を図る。

調査研究後の取組の方向性

- ① 具体的な企業群・大学群とのマッチング
- ② 教育プログラム開発→大学への従業員派遣
- ③ 所属企業への成長還元／人事上の処遇方策検討
- ④ 教育プログラムの改善

事業イメージ

※自動車・物流・建設・福祉・金融・観光等の業界毎に課題抽出・教育プログラム案を設計



地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業

令和5年度補正予算額 1億円

背景

- リカレント教育の実施にあたり、地域の企業・自治体等のニーズの把握や、それに対応した教育プログラムの開発・提供、受講生確保に向けた広報・周知等が必要になるが、これらを全ての教育機関が個別に行うのは非効率。
- リカレント教育の持続的な推進を図る上で、個人のやる気のみには限界がある。他方、企業側にとって、生産性の向上や従業員のエンゲージメントの向上に資する等のメリットがあるため、組織的な取組を進める意義は大きい。但し、個別企業の努力に委ねず、地域単位で取組の推進を図らないと実効性の確保は困難。
- **企業側においても、従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等の取組に関し、地域の産業界で指針等を策定・共有し、大学とも連携しつつその推進を図ることが重要。**

事業の実施内容

- 地域の複数の大学と産業界や自治体等が連携して、以下の通り、リカレント教育に関するニーズ把握やマッチング等を効果的・効率的に行うとともに、企業側における評価や環境整備の促進も図るプラットフォームを構築し、その取組を促進。

【フェーズ①】地域の人材育成ニーズと教育資源のマッチング

産学官金による「リカレント教育プラットフォーム」をベースに、地域の産業構造を踏まえた人材育成に関する課題を整理し、その解決に向け、域内の大学等が行うリカレント教育とのマッチングを図る。

※委託金額：12百万×12か所
※委託先は大学コンソーシアムや自治体等

【フェーズ②】企業側の評価や環境整備等を含む、総合的リカレント教育推進体制の整備

1) 教育プログラムの適切な評価方法・体制の整備

リカレント教育を利用する**企業側がその有用性等を適切に評価しうる評価方法を定め**、その結果に基づき、従業員の継続的な受講に値するように教育機関側が改善を図るといった好循環を構築する。

2) 企業側における環境整備の促進

フェーズ①段階の実施状況を踏まえた上で、リカレント教育に関する企業側における取組（**従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等**）について、大学側の取組（修了者のコミュニティ形成や、学びやすい授業形態の工夫、学習成果の可視化等）との連携を図りながら、リカレント教育プラットフォームが主導して地域単位での推進を図る。

3) 経営者層をターゲットにしたリカレント教育プログラム開発

地域の経営者層等をターゲットにした、**上記1)の企業側における環境整備や、大学等との連携の促進に資するリカレント教育プログラムを、経営者層側の主体的な参画を得て開発・実施**する。

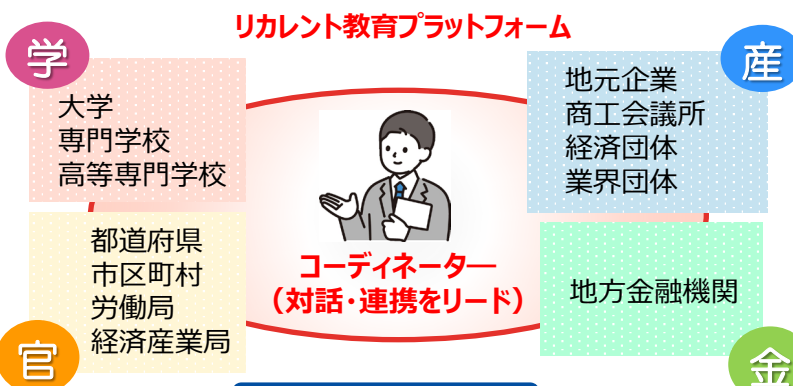
4) 地域におけるリカレント教育推進に向けた取組の普及啓発

リカレント教育の必要性や有用性を理解・共有し、企業・大学等を含め地域としてリカレント教育を推進する機運を醸成するため、上記取組の**成果の普及啓発を目的としたシンポジウム等を開催**する。

政府文書等における提言

「成長戦略等フォローアップ」(令和5年6月16日閣議決定)

- I 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」(地域の産業界のニーズに合わせた教育プログラムの提供)
- 地域の産業界のニーズに合わせた高度人材を育成するため、地域の大学、地方自治体等にコーディネーターを配置し、当該ニーズを踏まえたリ・スキリング・プログラムの提供等を支援する。



主な実施事項

フェーズ①～

- リカレント教育に関する人材ニーズの把握
- コーディネーター配置
- 大学等の教育コンテンツと地域ニーズのマッチング

フェーズ②～

- 企業等の観点から、受講の有用性等に関する評価方法を策定
- 評価結果に基づきプログラムを改善。評価方法も適宜見直し。
- 企業側のリカレント教育に関する取組状況を共有
- 地域におけるリカレント教育の受講促進に向けた企業側の環境整備に関する指針等を明示
- 大学側における当該指針等に対応した取組推進
- 大学等の協力を得た経営者向けプログラム開発
- 地元企業の経営者を集めたプログラム提供
- プラットフォームにおける上記取組成果の普及啓発

(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定制度について (概要)

— Brush up Program for professional —



Brush up Program
for professional

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)
「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

平成27年度から **社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラム** を「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定

【目的】

プログラムの受講を通じて社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の正規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を、以下の2つ以上の教育方法による授業で実施
 - ① 実務家教員や実務家による授業 (専攻分野における概ね5年以上の実務経験有)
 - ② 双方向若しくは多方向に行われる討論 (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
 - ③ 実地での体験活動 (インターンシップ、留学や現地調査等)
 - ④ 企業等と連携した授業 (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末開講・夜間開講、集中開講、オンライン授業、遠隔授業、IT活用等)

認定により、**①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進**

※認定課程数(令和5年12月現在) : **426** 課程

「職業実践力育成プログラム（BP）認定制度」に関する厚生労働省との連携

○職業実践力育成プログラム（BP）のうち、一定の基準を満たし厚生労働大臣の指定を受けた講座については、120時間以上のプログラム は専門実践教育訓練給付金、60時間以上の短期プログラムは特定一般教育訓練給付金の支給対象。

* 専門実践教育訓練給付金は受講費用の最大7割、特定一般教育訓練給付金は4割を支給（＝受講者への支援）

○職業実践力育成プログラム（BP）のうち、厚生労働省が定める一定の要件基準を満たした講座を人材開発支援助成金の対象とし、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成している（＝企業への支援）。

受講者（社会人）への支援

教育訓練給付制度との連携

○ 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）に教育訓練給付の指定講座を受講し修了した場合に、受講費用の一部を支給。

給付の内容

（専門実践教育訓練を受ける場合）

- ・ 受講費用の50%（年間上限40万円）を訓練受講中の6か月ごとに支給。
- ・ 資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）を追加で支給

（特定一般教育訓練を受ける場合）

- ・ 受講費用の40%（上限20万円）を訓練修了後に支給。

企業への支援

人材開発支援助成金との連携

- 人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。
- 「人への投資促進コース」において大学院で行われる訓練等を高助成率で支給。（最大75%。各種要件を満たした場合に助成）

本助成金を企業で活用してもらい、大学におけるリカレント教育への従業員の派遣を依頼することも考えられるため、積極的に周知を実施。

専門実践教育訓練給付対象講座のうち198講座、特定一般教育訓練給付対象講座のうち42講座が職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程となっている。（令和6年4月時点）



マナパスに掲載している情報

- ・令和2年4月よりサイトの本格運営を開始し、**1日あたりのPV数は3,000程度**。
- ・マナパスの**マイページ登録者数は879人**（20～30代が約3割、40～50代が約5割、令和5年10月時点）。
- ・Yahoo! バナー広告やテレビ番組、ラジオ番組、教育関係のイベント等でも紹介！

職業情報提供サイト「job tag (じょぶたぐ)」、**「マナビDx (デラックス)」**等、社会人に有益な情報を発信するサイトとも相互リンク等により連携！！

<講座検索>

大学・専門学校の社会人向けプログラムを中心に5,000程度の講座を掲載！「オンライン」「取得資格」「費用支援（教育訓練給付制度対象講座等）」など、希望に沿った条件検索も可能！企業における利用が想定される講座の検索が可能な「**企業向け講座検索ページ**」を令和4年12月に開設。

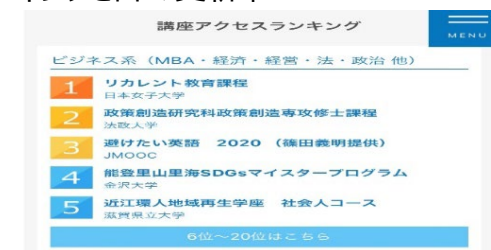
<特集ページ>

「地方創生」「就職氷河期」「経済的支援」「女性の学び」等社会的にホットなテーマと学びを掛け合わせて紹介！！



<ランキング機能>

ビジネスや健康福祉、情報といった分野別のアクセスランキングを日々更新中！！



<マイページ機能>

会員登録をすることで、お気に入りの講座を登録したり、過去に見た講座情報が確認できるように！！学習履歴も記録可能で、令和4年12月にはオープンバッジ（URL）の貼り付け機能も実装。



<学びのガイド機能>

検索タグで、性別・年代、問題意識に合わせた学びのモデル検索（修了生等のインタビュー）や実践的、経済的支援のあるプログラムの検索が可能！！

学びのモデルを見つけよう

在学生・修了生インタビューを
読みたい方はこちら

実践的なプログラムから探そう

実際に直結するプログラムをお
探しい方はこちら

学費等の支援がある講座を探そう

奨学金や教育訓練給付金の対象
のプログラムはこちら

最新のトピックから選ぼう

特集記事から関連する講座を探
したい方はこちら

<いいね機能>

ユーザーから関心の高い講座が一目でわかるように、「いいね機能」を搭載！！



<動画紹介>

社会人の学びに対する教育界・産業界からのメッセージや、大学・専門学校の学習事例を紹介！！



リカレント教育に関するオンラインコミュニティの開設について

コミュニティ開発の趣旨・背景

- 社会人の学習の推進に向けて、**自身のキャリアアップ・キャリアチェンジに繋がるプログラムや受講後の成果に関する情報が少ない**、といった課題。
(厚労省能力開発基本調査(正社員22.4%、非正規社員27.4%)、内閣府生涯学習の世論調査22.7%など)。
- 「マナパス」利用者に対してのアンケートでは、「**目的が決まっていなくてプログラムが見つけない**」「**情報が多くて自分に合った情報(給付金や、他省庁の施策など)が見つけない**」「**学習を始めるきっかけとなる紹介コンテンツがあると良い**」といった声があった。
- 社会人がコミュニティを通じて**学びに関する情報収集**を行ったり、学びを通じて**共に切磋琢磨する仲間を見つける**ことで、**学び続けるモチベーション向上**に資するとともに、**企業が人材育成方策の検討に役立て**たり、**大学等が提供プログラムの改善の参考に**したりできる情報収集も可能な場とすることを目的として、オンラインコミュニティを開発、2023年9月にリリース。2023年末時点で、約6,500名がメンバーとして登録。

オンラインコミュニティの内容

① コミュニティを活用した対話の場の実現

※閲覧は誰でも可能、ニックネームとパスワードの登録だけで書き込みが可能に。

- 社会人は**学びに関する質問や情報発信・情報収集**が可能。
企業も**自社の人材育成の相談や、情報発信・情報収集**が可能。
「マナパス」に講座登録している大学・専門学校や企業においても**プログラムに関する情報発信、アピール**が可能。
- **コミュニティオーナー(担当スタッフ)**が、「あなたにとって学ぶことってどんなこと？」など**学びにまつわるエピソードの共有を促す**トークテーマを立てる他、**ユーザーが自由なテーマでスレッドを立てることも可能**。
- **大学等における成長分野に関する魅力的なプログラムや企業での人材育成の取組などの情報を発信**するスレッドを別途立てることも検討中。(マナパスの特集ページのようなものを、トークを誘引するきっかけとして最初に投稿する必要)

② ユーザー動態の分析・レコメンド機能への活用

- コミュニティ利用者の**属性・書き込み頻度等のデータ取得**やコミュニティ参加による**行動変容に関する調査の実施**を通じて、コミュニティの健全な育成を図る。
- 上記分析を通じて得られた**ユーザーの興味・関心や共感ポイントに関するデータをマナパスのレコメンド機能に活用**する。



コミュニティオーナーによるトークテーマ投稿。
(令和5年度は、「これがあつたから学びを続けられた」「今後学びを深めたいこと」など8つのトークテーマを投稿予定)

ユーザーが自由にトークテーマを設定でき、企業の人材育成に関する取組や大学のプログラムに関する情報発信も可能。

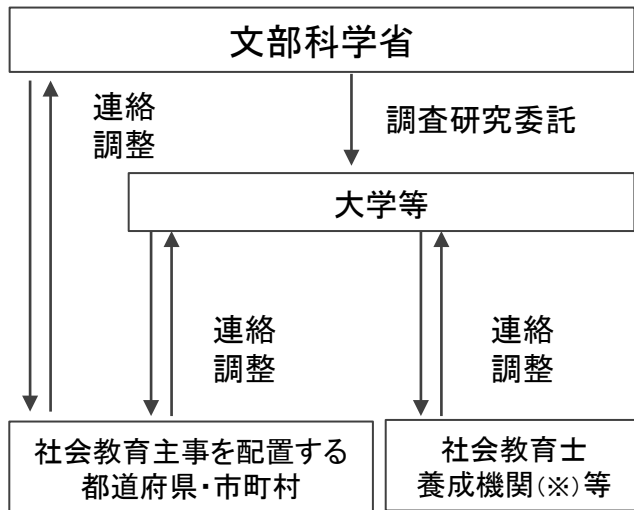


事業を実施する背景

- 令和5年度実施の「デジタル技術を活用した多様な生涯学習の学習履歴の活用に関する調査研究」において、生涯学習、特に社会教育分野の学習履歴に対するオープンバッジの発行・管理に関する実証を行っている。
- 中央教育審議会生涯学習分科会における議論では、社会教育人材の量的な拡大と質的向上を進める必要性が示され、特に、社会教育士をネットワーク化すること等による活躍機会の拡大に向けた取組の必要性が示されるとともに、社会教育士が地域で活動しやすくなるよう、社会教育士であることを証する修了証書やデジタルバッジ等の導入を検討することが示されている。
- 上述の調査研究の成果を基に、容易に他者に提示・送信が可能で、真正性を証明できるデジタル証明の特性を活かしながら、社会教育士をはじめとした一定の学習経験を有する者が、その学習成果を地域活動等の実践につなげていくための組織的・持続的な活動を促すネットワークの構築に関する検討が必要。



事業実施体制



※社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目を開設している大学は112校(令和5年4月1日現在)

事業内容

大項目

小項目

1-1 社会教育主事養成課程又は社会教育主事講習を修了した者の学習履歴証明のデジタル化に関する調査

- ・大学・講習実施機関等向け意向調査(アンケート調査)
- ・調査結果の分析、全国的な実施に関する実現可能性の検証

1-2 デジタルバッジ受領者を構成員とするネットワークづくりに関する技術的検討

- ・デジタルバッジを受領する者の個人情報の提供及び利用に関する意向調査(アンケート調査)
- ・意向調査の結果に基づき、データセットの作成・利用に関する技術的な検討

2 デジタルバッジの発行と、デジタルバッジ受領者同士のコミュニティ形成に関するモデル的実証
(発行対象:社会教育士等)

- ・デジタルバッジの発行に関する実証(どのような性質の講座にデジタルバッジを発行するか等)
- ・バッジ受領者のコミュニティ形成に関する検討(1~2地域)

放送大学について (第127回分科会資料3 放送大学発表資料)

いつでも

テレビ、ラジオ、パソコン、
スマホでいつでも好きな
時間に自宅等で学習可能



日本で最初かつ唯一の
放送による

4年制大学
学位取得が可能

豊富な授業科目を提供

約**3400**科目*

※放送授業科目とオンライン授業科目、面接授業を含む



だれでも

学ぶ意欲があれば
だれでも入学可能*
学びたい意欲に応える
優しい学費設定

※学力試験はなく書類選考のみ

さまざまな世代、
職業の方が学べる
学習環境

学生数



約**8,5**万人

累計で

182万人

卒業生は

約**14**万人



どこでも

自宅など好きな時間、場所で学習が可能

全都道府県に設置された
放送大学のキャンパス

全国

57か所



安価な
入学料と授業料

学びたい
単位数に**¥**
応じた
授業料設定

*データはすべて2023年4月時点

リカレント教育の充実に向けた放送大学の取組

(第127回分科会資料3 放送大学発表資料)



○企業・地域等のニーズの反映（三栄ハイテックス株式会社の事例）

【企業概要】

静岡県（本社）のほか、神奈川県、大阪府、愛知県等の各地に事業所を設置 L S I（大規模集積回路）設計，人口知能（A I）開発を中心としたエンジニアリングビジネス
従業員数：370名



【研修概要】

ボリュームゾーンとなる中堅社員向け研修制度充実のため放送大学授業科目の受講による研修制度の創設（①導入研修、②配属後研修、③キャリアアップ研修・資格研修（約10年目までを対象）、④管理職研修を実施していたが、③と④の間の10～20年目社員研修充実のため。）
受講費用は会社負担、受講時間等は就業時間内など、企業として社員のスキルアップを支援

【受講状況】

科目履修生として88名が入学、入学者の約50%が40代、
人気科目（「より良い思考の技法」（16名）、「問題解決の進め方」（13名））

【放送大学を選んだ理由】

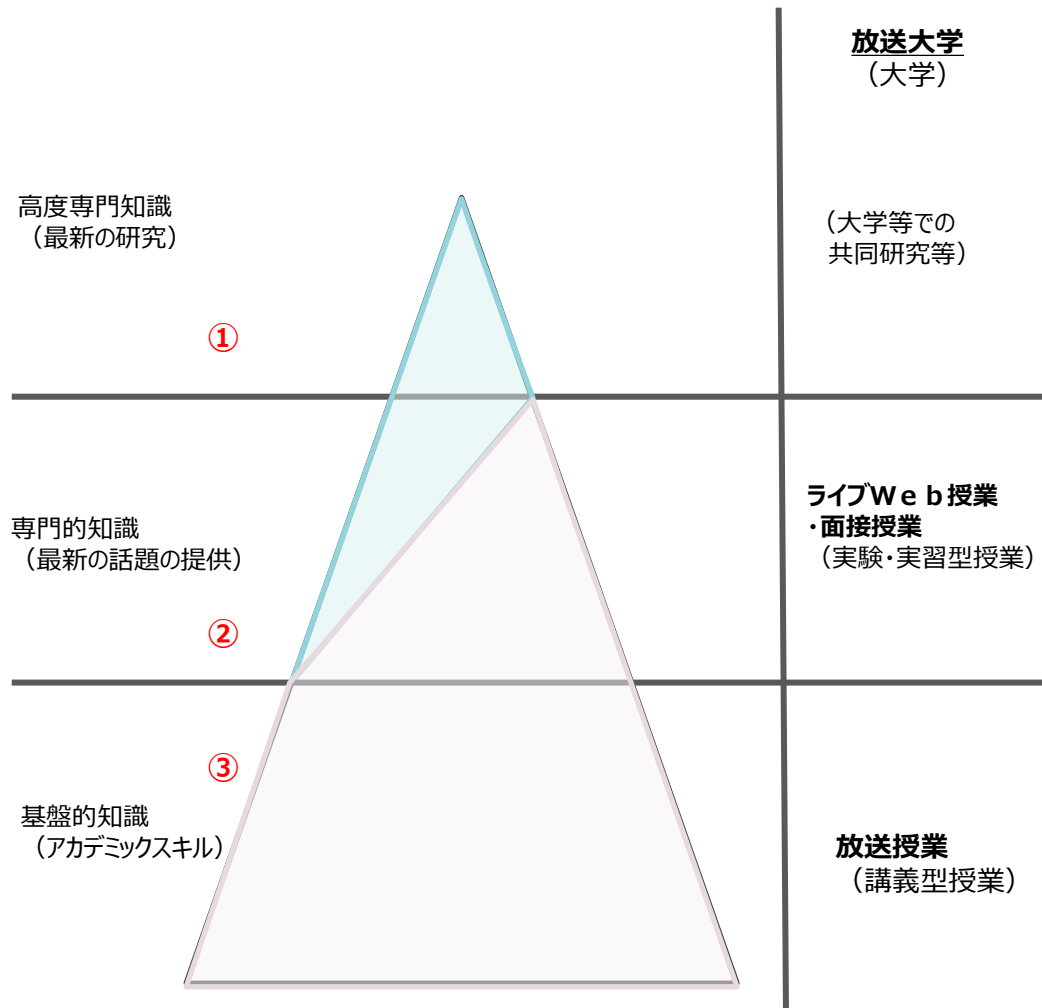
- ①時間/場所の制限がない学習環境である
 - ②全国に拠点がある
 - ③多数のコンテンツがある
 - ④カリキュラム含めて安定している
 - ⑤費用的にリーズナブル
- などが主な理由。

「視野を広げる研修制度の拡充」という本研修の趣旨に合致した。



放送大学が担う企業と連携したリカレント教育・リスキングのあり方

(第127回分科会資料3 放送大学発表資料)



※上記とは別に、個人ごとにステップアップのため、学位取得、資格取得、専門的な知識取得のために受講することにも対応。

- ① 専門性の高い知識は、共同研究等による大学と企業の連携が必要。
- ② 専門的な知識に関するリスキングを必要とする企業も存在し、本学ではライブWeb授業等によって最新の話題の提供が可能。
- ③ 基盤的知識を身につけるリスキングについては、放送授業等で提供することができ、本学が提供してきた知識。

放送大学の充実・整備（放送大学学園補助）

令和6年度予算額
（前年度予算額

7,301百万円
7,392百万円）



〔放送大学シンボルマーク〕

- 様々な地域に住む、幅広い年代・職業の方が、自分に合ったスタイルで学ぶことができる高等教育機関。BS放送（テレビ・ラジオ）、インターネットで400科目以上の授業科目を開設。
- 遠隔教育の先駆者として、コロナ禍においても学びの継続のために、他大学にも学習コンテンツを提供。
- 対面でのより深い学び、学生同士の交流の場として、全ての都道府県（全国57箇所）に学習拠点を設置。各地域で特徴のある面接授業（スクーリング）を開講。
- 社会人を中心に約9万人の学生が在籍し、リカレント教育の推進に寄与。



令和6年度予算額

7,300,696千円

【放送大学学園補助金】

支出	13,033,689千円 (13,016,596千円)
収入	自己収入 5,732,993千円 (5,624,582千円)
	国庫補助金 7,300,696千円 (7,392,014千円)
	参考：令和5年度補正予算額：391,400千円
	放送大学学園施設整備費補助金 391,400千円

◆経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日：閣議決定）【抜粋】

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成（三位一体の労働市場改革）

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリスキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方の下、「リスキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

◆統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日決定）【抜粋】

仕事関連の成人学習への参加率が高い国ほど、時間当たりの労働生産性が高くなる傾向にあり、リカレント教育は産業構造変革の原動力にもなり得る可能性を秘めている。学び直し、学び続けることが報われる仕組みを社会全体で構築することで、社会経済構造の変化に対応するとともに、希望する者が多様で質の高いリカレント教育を受けられる環境を実現するため、個人の学び直しが適切に評価されるよう、学歴や必要とされる能力・学びの可視化、企業における学び直しの評価等を進める。

主な事項

1. 放送大学学園次世代教育研究開発センター

〔60百万円〕

- 放送大学の教授形態の多様性と諸特性を踏まえたメディア教育の研究・開発を行うと同時に、先駆的な実験授業の企画・制作を一貫して担当し、内外の研究機関と技術的、人的交流のネットワークを形成し、新しい遠隔高等教育のあり方を研究開発するセンターの創設。
- 各地域の大学等が強みを持つ研究分野について、各学習センターとタイアップした同時双方向Web授業開設によるリカレント教育の推進。

2. 知的障害者をはじめとした障害者の学習環境モデル事例創出事業〔7百万円〕

- 知的障害者やその支援者への生涯学習支援につながる学習コンテンツの作成に向けた検討。

3. 放送大学の海外展開〔50百万円〕

- 海外展開の着実な推進のため、海外モニター調査を実施しながら、適切な著作権処理をふまえた新規番組制作及びサーバー等の整備や、印刷教材の電子書籍化の検討を行うとともに、海外市場にあるニーズに応えるべく広報を実施。

4. 施設改修〔391百万円〕【令和5年度補正予算】

- 施設の老朽化に伴う不具合による、教育研究活動の中断を防ぐために必要な施設改修

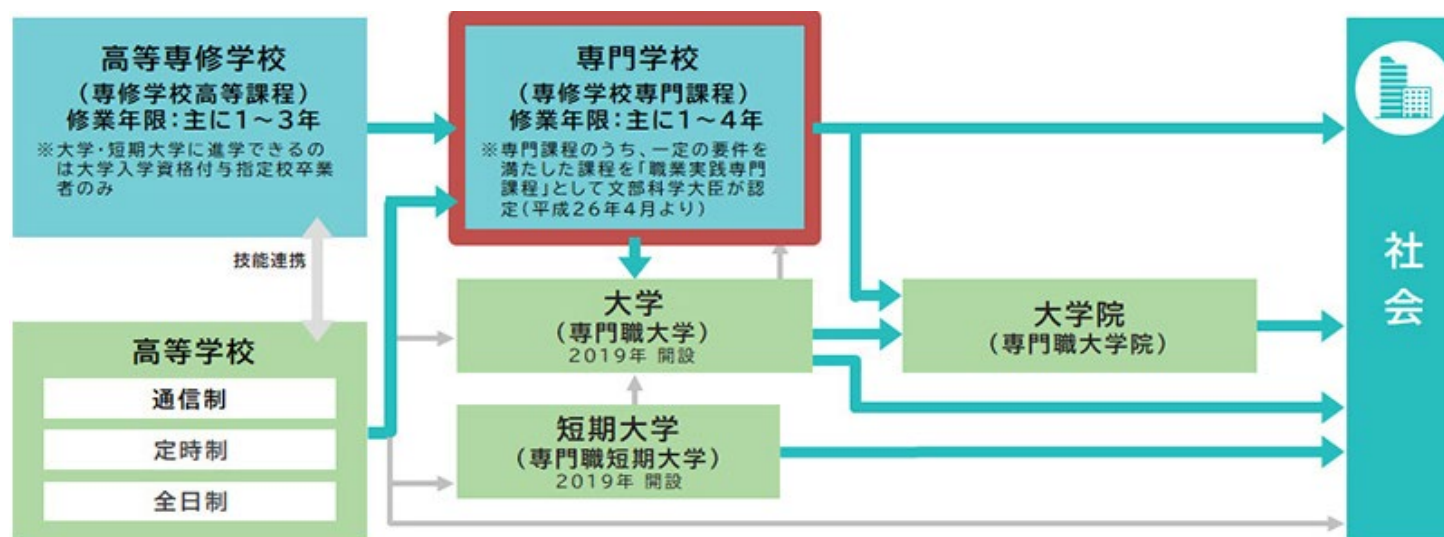
「大学教育」「リカレント教育」拠点として、一層高度・効率的な学びの機会を全国へ提供できる環境を構築

専修学校の現状

◆ 専修学校の特徴

- ✓ 社会の変化に即応した**実践的な職業教育機関**。また、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、エッセンシャルワーカーを輩出。(30以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士、理学療法士、自動車整備士、理容師・美容師、調理師などの多くを輩出)
- ✓ 大学等に比べ、**卒業生の地域への就職率が高い**。

◆ 専修学校の制度的位置づけ



◆ 専修学校の現状

区分	学校数	生徒数
高等課程	386校	33,150人
専門課程	2,693校	555,342人
一般課程	140校	19,459人
総計	※ 3,020校	607,951人

出典：令和5年度学校基本統計（令和5年5月1日現在）
 ※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

◆ 他の高等教育機関との比較

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	21.9%	57.7%	3.4%

出典：令和5年度学校基本統計（令和5年5月1日現在）

※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

専門学校の現状について

学校教育法上の位置付け

- 学教法第124条に基づく、教育課程や教員体制の自由度の高い学校。
- 都道府県が所轄庁として設置認可。補助は都道府県単独（国の経常費補助はなし）

修了者の称号、進学資格

【2年課程】

- 専門士の称号（H7～/大臣告示）…文部科学大臣の認定した課程※（現時点で6,681学科（約92%））の修了者
※認定の主な要件…①修業年限2年以上、②授業時数1,700時間以上、③試験等による成績評価
- 大学への編入学資格（H10～/法律）…修業年限2年以上・授業時数1,700時間以上の課程の修了者で、大学入学資格を有する者

【4年課程】

- 高度専門士の称号（H17～/大臣告示）…文部科学大臣の認定した課程※（現時点で478学科（約84%））の修了者
※認定の主な要件…①修業年限4年以上、②授業時数3,400時間以上、③体系的な教育課程編成、④試験等による成績評価
- 大学院入学資格（H17～/省令）…文部科学大臣の指定した課程※（現時点で504学科（約94%））の修了者
※認定の主な要件…①修業年限4年以上、②授業時数3,400時間以上、③体系的な教育課程編成、④試験等による成績評価

職業実践専門課程

- 職業実践専門課程 … 企業との連携に取り組む学校を認定（H26～）。現時点で3,165学科（約43%）
R4から、同課程に上乘せ補助を行う都道府県に特別交付税措置

高等教育の修学支援新制度

- 対象校は78.5%（全2,592校（※）のうち、対象校2,034校）（※）募集停止済み校除く。
- 支援対象人数は約7.5万人。数値は令和4年度実績 専門学校生のうち約29%が所得400万円未満であり、他の学校種と比べて受給率が高い。

学校数の推移

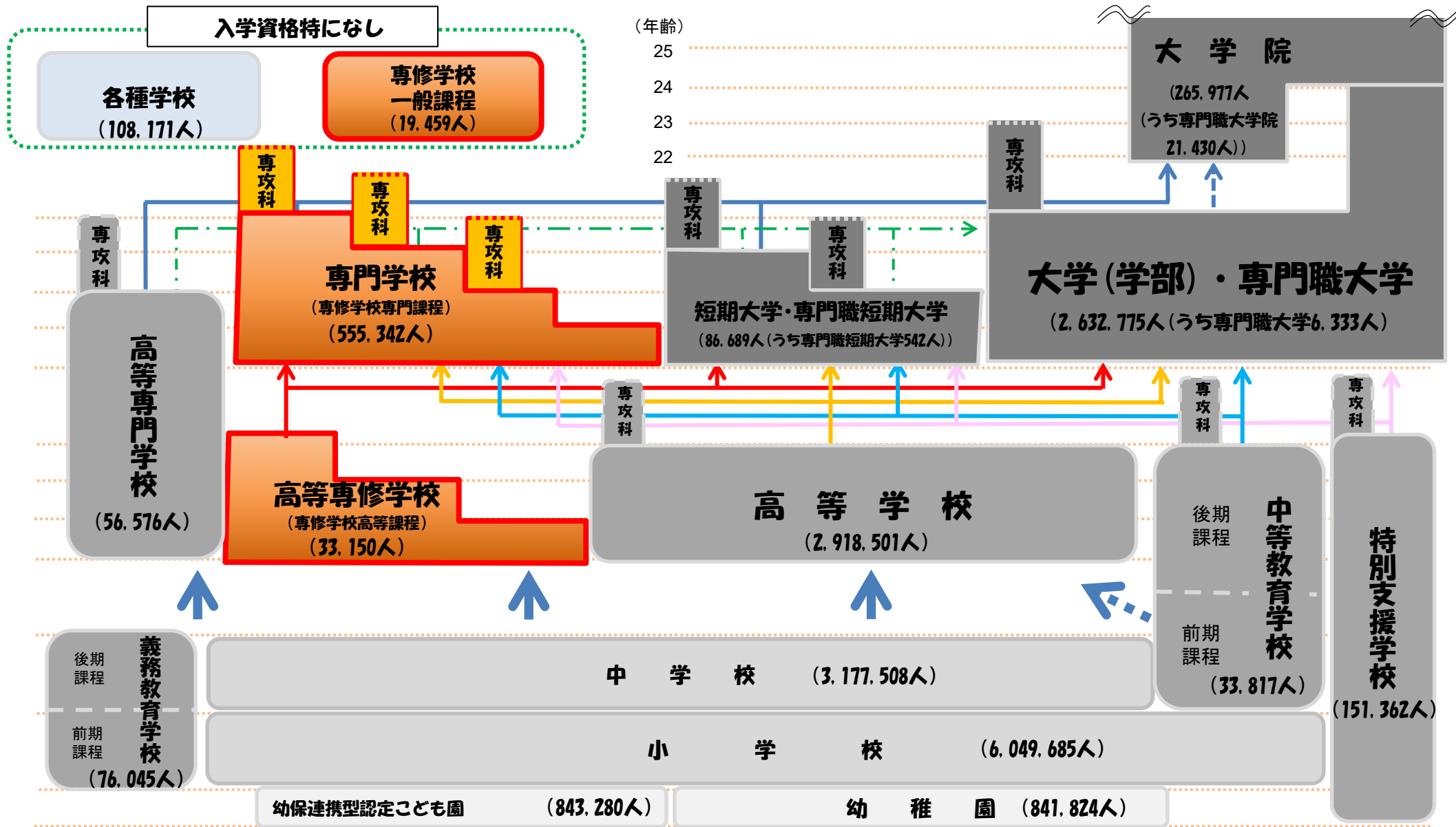
近年は毎年1%程度ずつ減（30校前後）。また、既に募集停止済みの学校が約100校

単位:校	H15	H25	R1	R2	R3	R4	R5
専門学校総数 (前年比増減)	2,962	2,811	2,805	2,779 (▲0.9%)	2,754 (▲0.9%)	2,721 (▲1.2%)	2,693 (▲1.0%)
修学支援新制度 の対象機関数	—	—	—	1,967	2,009	2,033	2,034

【参考】大学数（※）大学院大学、短大除く。

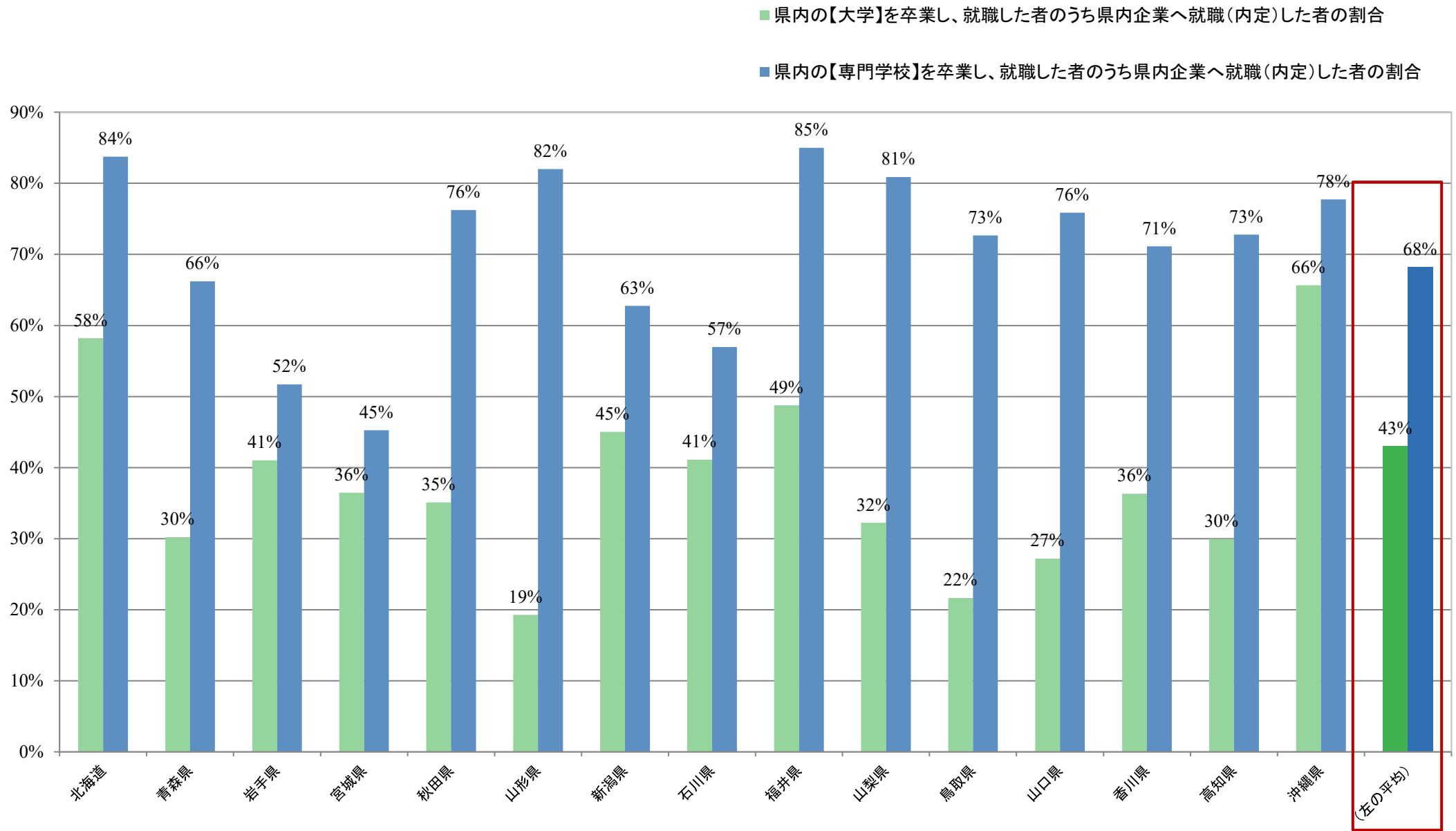
単位:校	H15	H25	R5
大学数	693	752	783
修学支援新制度 の対象機関数	—	—	774

専修学校（日本の学校体系における位置づけ）



※人数は「令和5年度学校基本統計」より

専門学校・大学卒業者における地元就職の状況

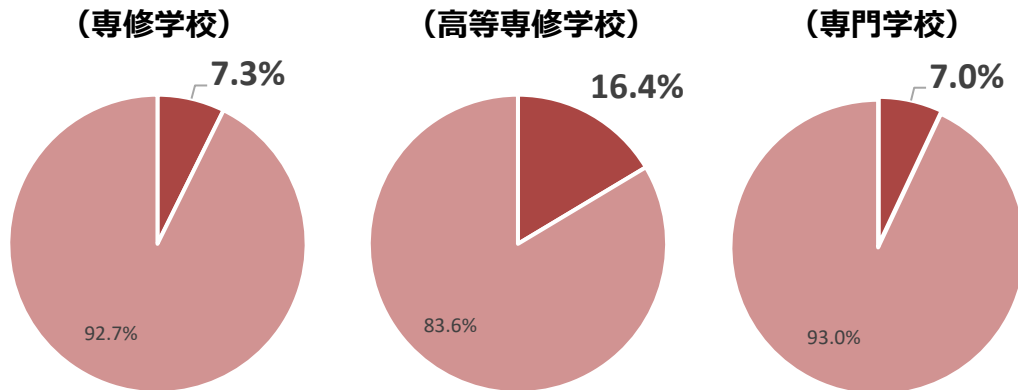


令和5年3月卒業者の状況
 文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)

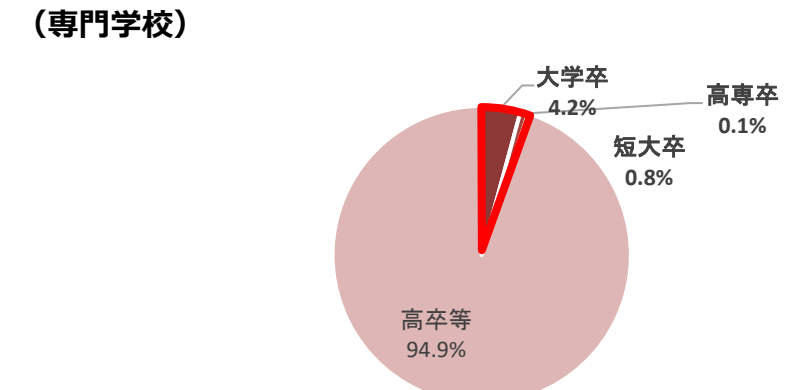
専修学校におけるリカレント教育の現状

- 専修学校における社会人の受入人数は、専修学校全体で約4.7万人。うち高等専修学校で約6千人。専門学校で約4.1万人。
- 専門学校に入学する者のうち約1.4万人（約5.1%）が大学・短大・高専の卒業生である。
- 資格取得後に追加の学修を行うことにより、学び直しや学びの継続がなされている事例も存在する。

● 社会人※在籍率（令和3年度）



● 専門課程入学者のうち大学等卒業生（令和3年度）



	専修学校		
		うち高等課程 (高等専修学校)	うち専門課程 (専門学校)
総数	641,140人	34,493人	586,179人
うち社会人	46,887人	5,662人	41,022人

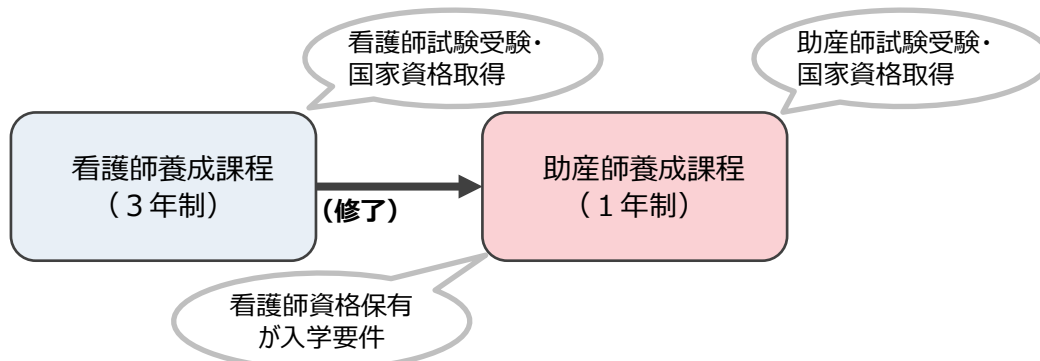
出典：文部科学省調べ（回答率87%）
 ※社会人は、現に職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫をいう。

総計	大学卒	短大卒	高専卒	高卒等
	273,462人	11,505人	2,312人	200人

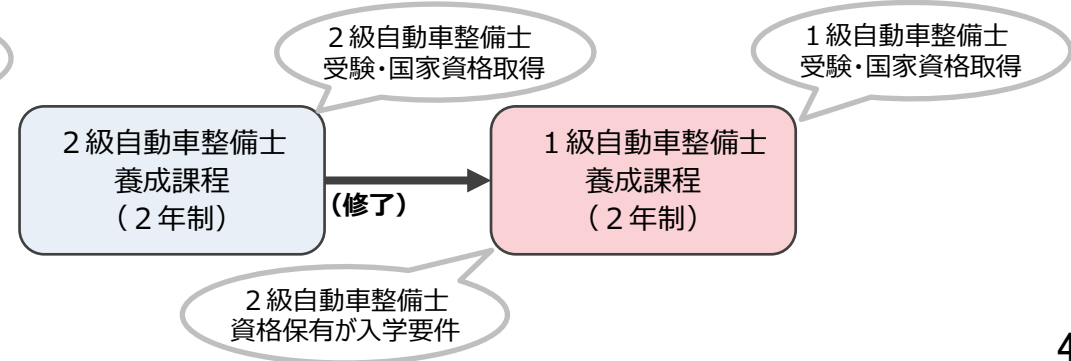
出典：令和3年度学校基本統計

● 学び直し／学びの継続の事例

（看護師・助産師養成施設の例）



（自動車整備士養成施設の例）



職業実践専門課程について

職業実践専門課程とは

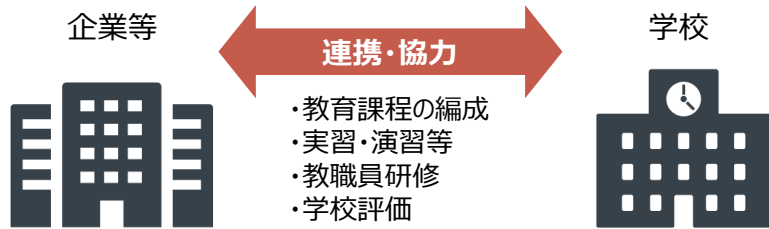
専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

認定要件

- **専門士**※又は**高度専門士**※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 **1,093校 3,165学科** (令和5年3月時点)

認定割合は、全専門学校の約4割

質の保証

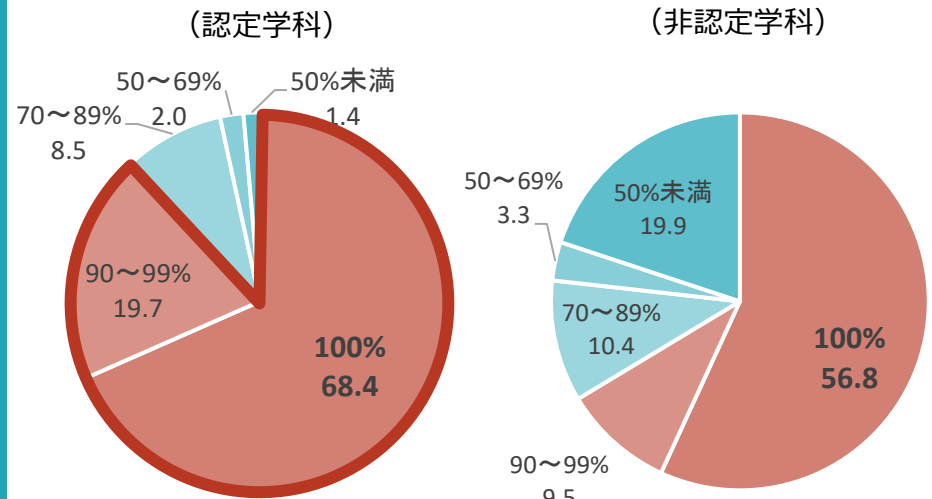
- 3年に一度フォローアップを実施。認定要件を満たさない場合は認定取消。
- 今後、認定学科に対する第三者評価の段階的な義務化を検討。

認定の効果・成果

政策上の効果

- 職業実践専門課程を対象とした都道府県の上乗せ補助に対する特別交付税措置（総務省、文部科学省）
- 教育訓練給付金の対象（厚生労働省）

認定による成果（就職率の割合）



出典：平成28年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）

※ 各階級の中央値を用い、学科ごとの就職率から平均を求めると認定学科は95.3%、非認定課程は81.1%。全体平均は85.5%（学科ごとの就職率に基づく単純平均。認定学科は規模が大きい傾向があり、学生数に基づく加重平均は就職率は増える見込み）。なお、平成27年度大学等卒業者の就職状況調査（平成28年4月1日現在）の就職率は97.0%。上記全体平均との乖離は、上記加重平均の算出や、三菱調査における学校回答の母数を就職希望者でなく卒業生とした学校が含まれることが原因と考えられる。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **35都道府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和5年度。実施都道府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況
(令和5年3月27日時点)

- ・ 学校数：1,093校(40.2%)
- ・ 学科数：3,165学科(43.4%)

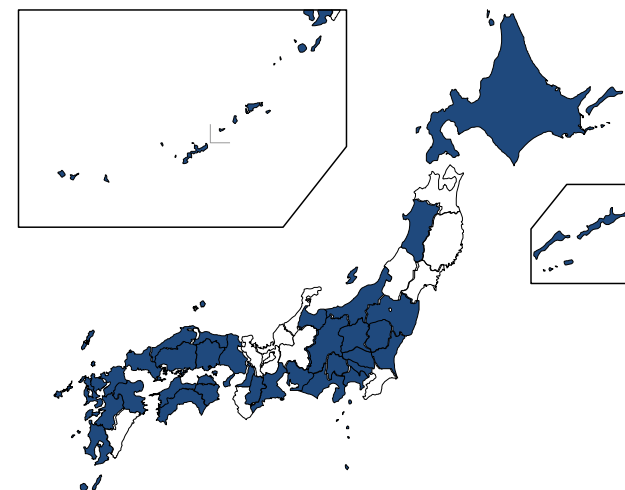
※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,721校)、修業年限2年以上の全学科数(7,288学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数
(令和5年12月時点)

令和3年度：19都道府県
令和4年度：25都道府県



令和5年度：35都道府県
※特別交付税措置対象



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和5年12月時点)
(北海道、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)

専修学校を取り巻く状況

<専修学校の特徴>

- ▶ 全国約3,000校で60万人が学ぶ実践的な職業教育機関（うち専門学校は約2,700校、55万人）。
- ▶ 企業等と連携したカリキュラム。30以上の国家資格の学歴要件。IT人材も年1万人。地元就職率が高い。多様な層に学びの機会を提供。
- ▶ 「高等教育のグランドデザイン」答申（H30）との関係（社会の変化に即応できる制度的特徴は生かしつつ、情報公開・評価などの質の保証は更に推進する必要）

<社会の変化>

- ▶ 少子化の加速に伴う人手不足の顕在化。医療・福祉、工業等の社会基盤を支える人材確保の必要。
- ▶ 人生100年やデジタル社会の到来。それに伴う、リカレント・スキリングを含む、職業教育等の重要性の高まり。
- ▶ 国際競争力の相対的低下（訪日留学生も変化）。質を確保し戦略的に留学生の受入れを進める必要。
- ▶ コロナ禍後の変化（テレワーク、オンライン教育の普及）

<政策の変化>

- ▶ 職業実践専門課程の推進。特別交付税措置（R4～）。R5時点で35都道府県で実施。
- ▶ 給付型奨学金や授業料減免からなる、高等教育の修学支援制度（R2～）。R6に多子世帯、理工農系進学に係る対象者を拡大。R7に多子世帯に係る所得制限を設けない方針。
- ▶ 私立学校法の改正（R5改正。R7施行）。これを踏まえた実効性のあるガバナンス改革の推進。

専修学校の人材育成における質の向上と、社会基盤を支えるために不可欠な人材の輩出を

引き続き進めていくため、以下の3つの柱を中心とした振興策を提言

振興策の3つの柱+その他

期待される具体の取組

① 実践的な職業教育の推進

制度改正関連▶、-

- ▶ 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、学校教育法の改正を含む制度改正の検討（専門課程）
 - 大学等との制度的整合性を高めるための措置（専門課程における単位制への移行、入学者要件を大学等と同等に、在籍者の呼称を生徒から学生に変更）
 - 専門課程修了者の学習継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置（専攻科の制度化、称号（専門士）の位置付けの明確化）
 - 教育の質の保証を図るための措置（自己点検評価の義務化、独立した専門の評価機関による評価の努力義務化）
- ▶ 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- ▶ 教職員の資質向上（体系的・組織的な研修の推進など）

② 社会人・留学生の受入れ拡大

- ▶ 履修証明プログラムや専攻科の制度化等（社会人受入れ促進）
- ▶ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（CP）の創設と、その厳格な運用（認定校の留学生は就労時の在留資格の切替えが円滑化）

③ 修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

- ▶ 分野の概念の整理
- ▶ 情報系学科への対応

④ その他

- ▶ ISCEDでの高度専門士の位置付けの見直し
- ▶ 高等専修学校の学びのセーフティネット機能の強化
- ▶ 広報・情報公表の強化
- ▶ オンライン教育の推進 等

国（文科省）

制度改正関連◆

- ◆ 必要な制度改正（法令改正、ガイドラインの見直し等）
- ◆ 職業実践専門課程
 - 企業等と連携した実習の実施状況等の調査、要件見直しの検討。
 - 独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入の検討
- ◆ 教職員の資質向上
 - 教員研修の体系化の調査研究
- ◆ 社会人・留学生の受入れ拡大
 - 履修証明プログラム【R4.6済】
 - 外国人留学生CP【R5.6済】
- ◆ 修学支援新制度の対象拡大
 - 対象の理系分野の明確化
 - 情報系の学科に係る設置基準緩和【R5.2済】
- ◆ ISCEDの見直し調整【R5.6済】
- ◆ オンライン教育ガイドラインの策定

など

都道府県（所轄庁）

- ◆ 制度改正に伴う、各都道府県で定める認可基準等の見直し及び届け出の受理
 - 入学者要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 特別交付税措置等を踏まえた、職業実践専門課程の推進
- ◆ 修学支援新制度見直しへの対応など

各専門学校等

- ◆ 制度改正に伴う学則の変更
 - 入学者要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 単位制の導入に伴う各科目の修了要件の明確化
- ◆ 自己点検評価の実施と情報公開
- ◆ 独立した専門の評価機関による評価を受けることの検討
- ◆ 左記施策を活用した、社会人や留学生の受入れ推進 など



文部科学省

令和6年度 専修学校関係予算案

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組 22億円 (22億円)

【人材養成機能の向上】

新規 地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業 3.3億円 (新規)

IT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進する。

新規 専修学校の国際化推進事業 2.5億円 (新規)

専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。

新規 高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業 1.2億円 (新規)

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。

☆ 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育 (リ・スキリング) 推進事業 4.0億円 (4.0億円)

専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

☆ 専修学校による地域産業中核的人材養成事業 9.5億円 (11.0億円)

中長期的に必要な専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

- ・専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証
- ・専修学校と業界団体等との連携によるDX人材養成プログラム

【質保証・向上】

☆ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1.4億円 (1.4億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

☆ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業 0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組 3億円 (5億円)
令和5年度補正予算額 2.7億円

☆ 私立学校施設整備費補助金

- ・学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費を補助
- ・教育装置、ICT活用等に係る費用のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助

☆ 私立大学等研究設備整備費等補助金

新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助

専修学校への修学支援に資する取組 344億円 (325億円)

☆ 高等教育 (私立専門学校分) の修学支援の着実な実施 (こども家庭庁計上) 等 344億円 (325億円)

低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費

その他関係予算

○ 高等学校等就学支援金交付金 (内数) 4,063億円 (4,104億円)

○ 高校生等奨学給付金 (内数) 147億円 (148億円)

○ 日本学生支援機構の奨学金事業 (内数) 974億円 (1,003億円)

※貸与型無利子奨学金 (一般会計) 分

○ 国費外国人留学生制度 (内数) 182億円 (182億円)

※このほか、令和5年度補正予算として、専修学校における換気対策に係る取組を支援する経費を措置。(2億円の内数)

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

日本の教育資格枠組み(試案) (独) 大学改革支援・学位授与機構

Level	Qualifications
8	<ul style="list-style-type: none"> • Doctoral degree [Hakushi]/博士
7	<ul style="list-style-type: none"> • Master's degree [Shushi] / 修士 • Master of xxx (Professional) [Shushi (Senmonshoku)] / 修士 (専門職) • Master of Education (Professional) [Kyoshoku shushi] / 教職修士 (専門職) • Juris Doctor [Homu hakushi (Senmonshoku)] / 法務博士 (専門職) • Bachelor's degree (Medical, Dentistry, Pharmaceutical Sciences (Clinical), and Veterinary Medical Science) [Gakushi (Igaku, Shigaku, Yakugaku (Rinsho Mokuteki), Juigaku)] / 学士〔医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学〕
6	<ul style="list-style-type: none"> • Bachelor's degree [Gakushi] / 学士 (学士〔医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学〕は除く) • Bachelor's degree (Professional) [Gakushi (Senmonshoku)] / 学士 (専門職) • Advanced diploma [Kodosenmonshi] / 高度専門士
5	<ul style="list-style-type: none"> • Associate degree [Tankidaigakushi] / 短期大学士 • Associate degree (Professional) [Tankidaigakushi (Senmonshoku)] / 短期大学士 (専門職) • Associate [Jungakushi] / 準学士 • Diploma [Senmonshi] / 専門士 • Certificate of Completion : Two or more year advanced course, upper secondary school / 修了証書: 高等学校専攻科2年以上 • Certificate of Completion: Two or more year advanced course, upper division, secondary education school/ 修了証書: 中等教育学校後期課程専攻科2年以上 • Certificate of Completion: Two or more year advanced course, upper secondary department, school for special needs education/ 修了証書: 特別支援学校高等部専攻科2年以上
4	<ul style="list-style-type: none"> • Certificate of Graduation: One year course, professional training colleges/ 卒業証書: 専修学校専門課程1年制 • Certificate of Completion: One year advanced course, upper secondary school / 修了証書: 高等学校専攻科1年制 • Certificate of Completion: One year advanced course, upper division, secondary education school / 修了証書: 中等教育学校後期課程専攻科1年制 • Certificate of Completion: One year advanced course, upper secondary department, school for special needs education/ 修了証書: 特別支援学校高等部専攻科1年制
3	<ul style="list-style-type: none"> • Certificate of Graduation: Upper secondary school/ 卒業証書: 高等学校 • Certificate of Graduation: Secondary education school / 卒業証書: 中等教育学校 • Certificate of Graduation: Upper secondary department, school for special needs education / 卒業証書: 特別支援学校高等部 • Certificate of Completion: 3rd grade of regular course, college of technology / 修了証書: 高等専門学校3年次修了 • Certificate of Graduation: Upper secondary course, specialized training college/ 卒業証書: 専修学校高等課程 • Certificate: Upper secondary school equivalency examination / 高等学校卒業程度認定試験合格証書
2	<ul style="list-style-type: none"> • Certificate of Graduation: Lower secondary school / 卒業証書: 中学校 • Certificate of Graduation: Compulsory education school / 卒業証書: 義務教育学校 • Certificate of Graduation: Lower secondary department, school for special needs education/ 卒業証書: 特別支援学校中学部 • Certificate: Lower secondary school equivalency examination / 中学校卒業程度認定試験合格証書
1	<ul style="list-style-type: none"> • Certificate of Graduation: Elementary school / 卒業証書: 小学校 • Certificate of Graduation: Elementary department, school for special needs education/ 卒業証書: 特別支援学校小学部

障害者の生涯学習に関する現状と課題

障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約**2.2%**
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約**0.5%**に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」
「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約**92%**の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む
- 障害者の職場定着状況については、**職場定着が困難な者も多い**
(就職1年後の定着率：知的障害**68%**、身体障害**60.8%**、精神障害**49.3%**)

障害者本人の意識、ニーズ ※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 →**81.1%**
- 一方で…「一緒に学習する友人、仲間がない」 →**71.7%**
- 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 →**66.3%**
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 →**67.2%**

課

題

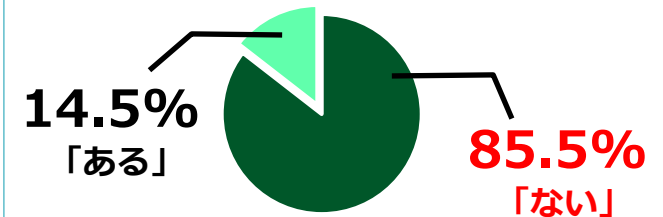
対
応

- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要**
- ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が**14.5%**に留まるように、地方公共団体には**ノウハウや実施体制がない**
- ③ 先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が**進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から取組の持続性や成果の波及力に課題がある**

- ▶ **地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する**
- ▶ **発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する**

【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】

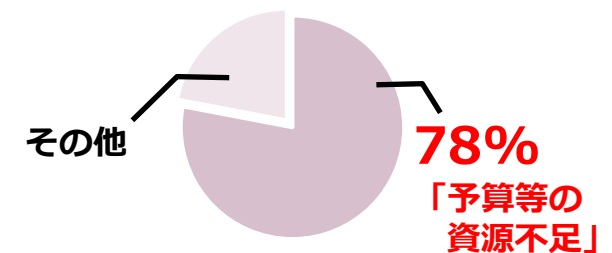
※平成30年度調査研究より



公民館：全国に約13,000ヶ所設置され、地域住民に最も身近な社会教育施設

【障害者の学びの支援を継続させるための課題】

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出(民間団体等)



【アンケート回答の一例】

人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

<関連する他の施策・事業について>

- 【厚生労働省】
 - ・障害福祉サービス等
- 【文化庁】
 - ・障害者芸術文化活動普及支援事業
- 【スポーツ庁】
 - ・障害者スポーツ推進プロジェクト 等



現状と課題

- ✓ 文部科学省では「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を目指して障害者の生涯学習環境の整備等を実施。
- ✓ 我が国全体の高等教育機関への進学率が8割を超える中、障害者の進学率は約2.2%（知的障害者に限れば約0.5%）に留まる。
- ✓ 障害者の学習ニーズに対して、提供される生涯学習の場やプログラムの量・質ともに不十分な状況で、特にノウハウや経験を有する人材が不足。

検討事項

今後、障害者の生涯学習を推進するために必要な、（1）新たな取組を開始するにあたり必要な視点や手法、（2）障害者の生涯学習を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理、（3）人材を育成・確保するための方策、（4）我が国における取組を更に展開・発展させていくために考えられる方策 について検討整理。

1. 「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」の作成 ※概要は別頁

- 障害者の生涯学習支援の取組を進めるための、基本的な認識や知識、参考となる情報等をコンパクトにまとめるとともに、先進的な事例のエッセンスを紹介・共有するために作成。
- 地方公共団体を中心とした関係者が事例集等を参考にしながら、域内における障害者の生涯学習支援の取組をどのように開始し、定着・発展させていくか等について、検討を行うことを期待

2. 障害者の生涯学習推進を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理

- 障害者の生涯学習を担う人材に想定される役割
- 加えて、事業推進者/コーディネーターに求められる専門性・役割
- 別添として、各関係機関に期待される取組についても整理 ※概要は別頁

事業推進者/コーディネーター

講師/指導者/学習支援者

学びを支援するサポーター

「当事者中心の生涯学習」の視点

障害に関する基礎的理解

地域資源を調整・活用する能力

【想定される実施主体】

- ①教育委員会
- ②公民館・生涯学習センター
- ③図書館
- ④特別支援学校等
- ⑤大学等の高等教育機関
- ⑥障害福祉担当部局等
- ⑦社会福祉協議会
- ⑧障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等
- ⑨生涯学習事業に取り組むNPO等（当事者団体等含む）

- 障害者の生涯学習を担う人材に求められる意識・理解

「当事者中心の生涯学習」の視点

障害に関する基礎的理解

支援者＝「共に学ぶ当事者」としての意識

特に事業推進者/コーディネーターの育成・活躍の促進が重要

3. 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活躍を促進するための方策

① 障害者の生涯学習の研修機会の充実

- 都道府県教育委員会で、市区町村の社会教育主事や公民館主事等の**社会教育関係職員の研修の充実**
- 社会教育関係組織による研修実施、事例などの調査研究等の充実も期待

② 社会教育主事講習の学修内容の充実

- 「生涯学習支援論」等で取り扱う学習課題として、「**障害者の生涯学習**」の位置付けを検討
- **社会教育主事、社会教育士等の現職研修**における、「障害者の生涯学習」のテーマの取り扱いの推進

③ 社会教育士制度等による担い手育成

- **障害福祉サービス関係者の障害者の生涯学習への理解**、地方自治体の教育部局と福祉等部局の連携・協働
- 社会教育主事講習や社会教育職員向け研修に、社会福祉関係職員の参加促進

④ 特別支援学校等教員に期待される役割

- **教職員研修における障害者の生涯学習**を盛り込むことや、社会教育士称号取得の促進
- **コミュニティスクール等の推進**による在校生、卒業生等を支える地域ネットワーク形成、**退職教員の参画**に期待

⑤ 大学の社会教育主事養成課程の充実

- 「社会教育実習」等を通じて、**学生等の障害者の生涯学習活動への参加促進**
- **学生が障害者と共に学ぶ機会の充実**による、「障害の社会モデル」による障害理解等の普及に期待

⑥ 障害者本人が担い手になる仕組み

- 障害者の生涯学習において、**障害者本人が学習機会の企画運営等の担い手になるための仕組み**の構築
- 障害者本人による担い手育成のため、障害者本人による**社会教育士の称号や司書資格の取得を促進**

4. 今後、障害者の生涯学習に関して国に求められる取組

① 社会教育施策における重点化・明確化

- **社会教育・生涯学習施策として障害者の生涯学習**を明確に位置付け、**重点的に推進**していく必要
- 国において、例えば、**社会教育法等の改正や社会教育の取組の指針の提示**等、継続的な検討が必要

② 推進計画の策定と進捗状況の確認

- **国の教育振興基本計画や障害者基本計画**等における位置付けや、地方自治体の計画に浸透させる取組
- 共生社会実現を目指した学習の充実や環境づくりなど、具体的な目標設定と進捗状況の確認

③ 学びを担う人材の育成・確保

- **地方自治体の職員等**に対する研修等の充実、**障害福祉サービス関係者**への理解、**特別支援学校や大学**での取組などに向けた障害者の生涯学習の**担い手育成**
- 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策を着実に実施

④ モデル事業の今後の在り方の検討

- 行政事業レビュー公開プロセスにおける**補助事業への転換の指摘や実践団体からの持続可能な制度**への要望
- モデル事業としての成果を広める方策や文化芸術・スポーツ等の関連施策の補助制度との役割分担の整理

⑤ 障害者の生涯学習や共生社会に関する啓発の充実

- **担い手の拡大と共生社会の実現に向けた啓発**の観点から、フォーラムなど各種取組を引き続き実施
- 取組に当たっては、**関係省庁との連携、メディア等の協力を得て周知**し、全国各地での啓発機会を充実



誰もが、障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現

障害者の大学等進学率と就職率（129回分科会資料1 國本教授発表資料）

2023年3月卒業	大学等進学率	専修学校(専門課程)進学率	就職率
高等学校	59.5%	16.8%	14.7%
特別支援学校	1.7%	0.4%	19.6%
視覚障害	30.6%	0.8%	11.6%
聴覚障害	36.3%	6.6%	30.0%
知的障害	0.4%	0.1%	21.0%
肢体不自由	2.2%	0.3%	3.8%
病弱・身体虚弱	6.7%	6.2%	9.7%

学校基本調査より
 ※「大学等進学率」は、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、高等学校・特別支援学校の専攻科への進学者

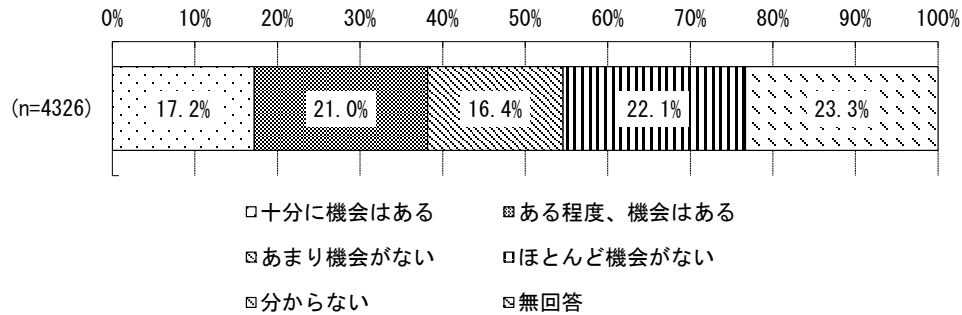
2

障害者の生涯学習の機会の充足度／取組状況

(障害者本人を対象とする調査結果)

- 生涯学習の機会がある割合（十分に機会はある、ある程度機会はあるを足した割合）は38.2%、ない割合（あまり機会がない、ほとんど機会がないを足した割合）は38.5%であった。「分からない」は23.3%であった。
- 現在の生涯学習の取組状況は、取り組んでいる割合が20.7%、取り組んでいない割合が79.3%であった。取り組んでいない理由は、「どのような学習があるのか、知らない」が最も多く、情報提供の必要性が窺えた。なお、現在の生活が充実しているが故に取り組んでいない可能性もあり、解釈には留意が必要である。

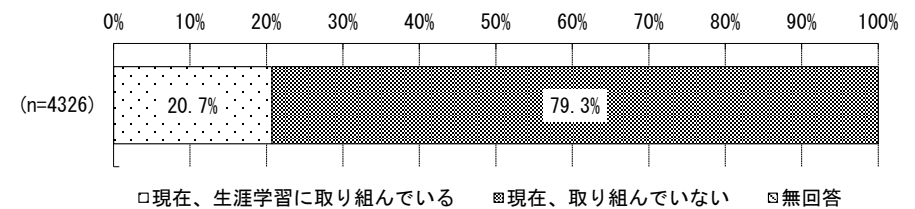
生涯学習の機会の充足度



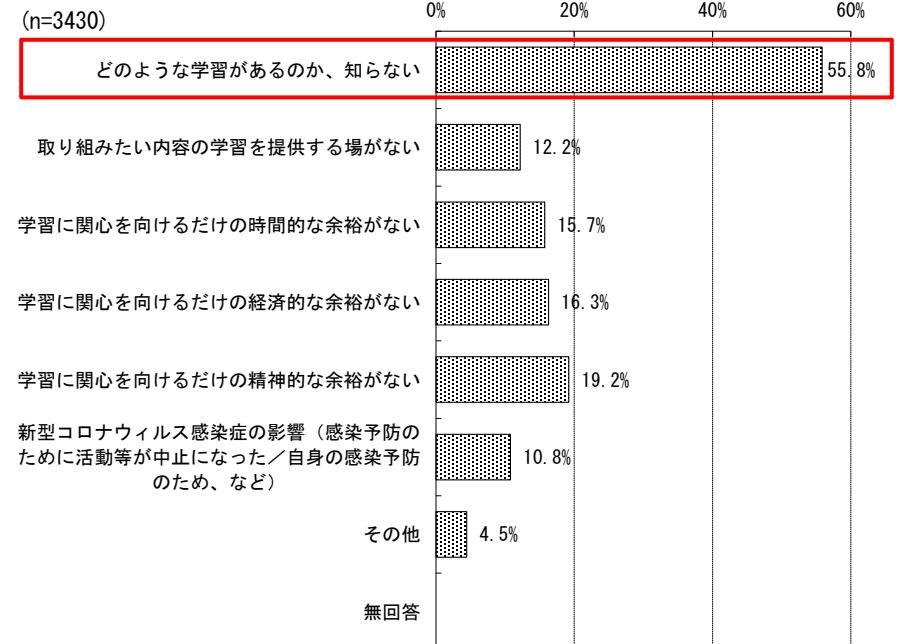
【平成30年度調査】

生涯学習の機会があると思うかを尋ねた設問で、「とてもある」、「ある」を合わせた割合：34.3%

生涯学習の取組状況



生涯学習に取り組んでいない理由



(出所) 文部科学省委託事業 令和4年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」
障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～

【平成30年度調査】は、イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社（2019）「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の障害要因・促進要因等に関する調査研究 報告書」（平成30年度文部科学省委託事業「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」）

地方自治体における障害者の生涯学習の状況

(129回分科会資料 1 國本教授発表資料)

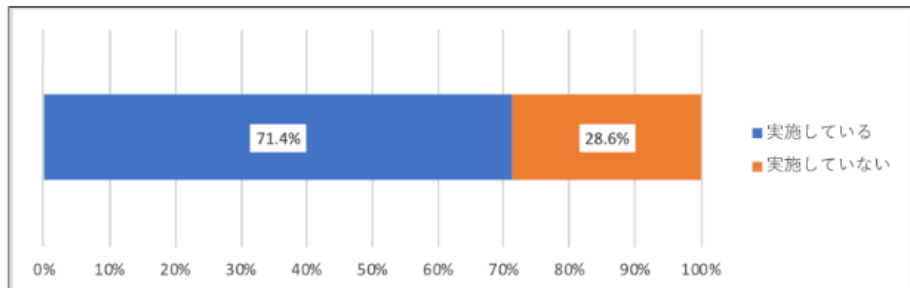


図 2-3-10 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【都道府県】(N=35)

都道府県

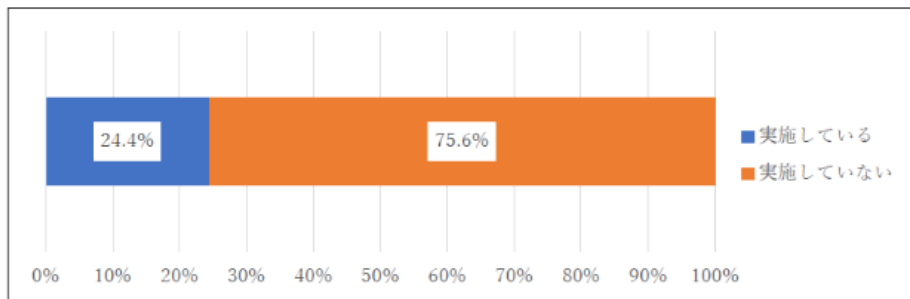
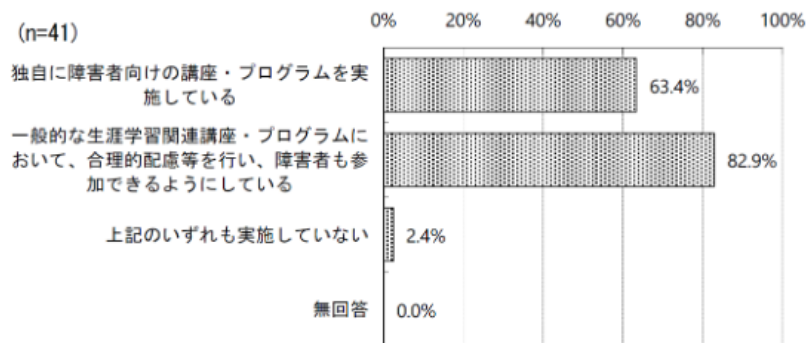


図 2-4-10 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【市区町村】(N=929)

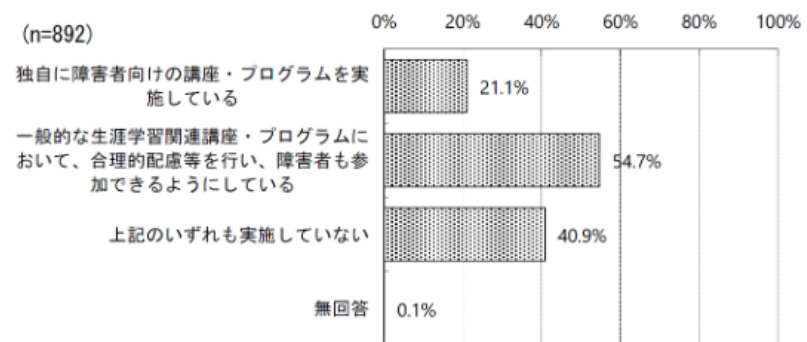
市町村

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2018)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査 報告書」(平成29年度 文部科学省委託事業「生涯学習施策に関する調査研究」)

図表 2-27 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座・プログラムの実施状況 (複数選択)

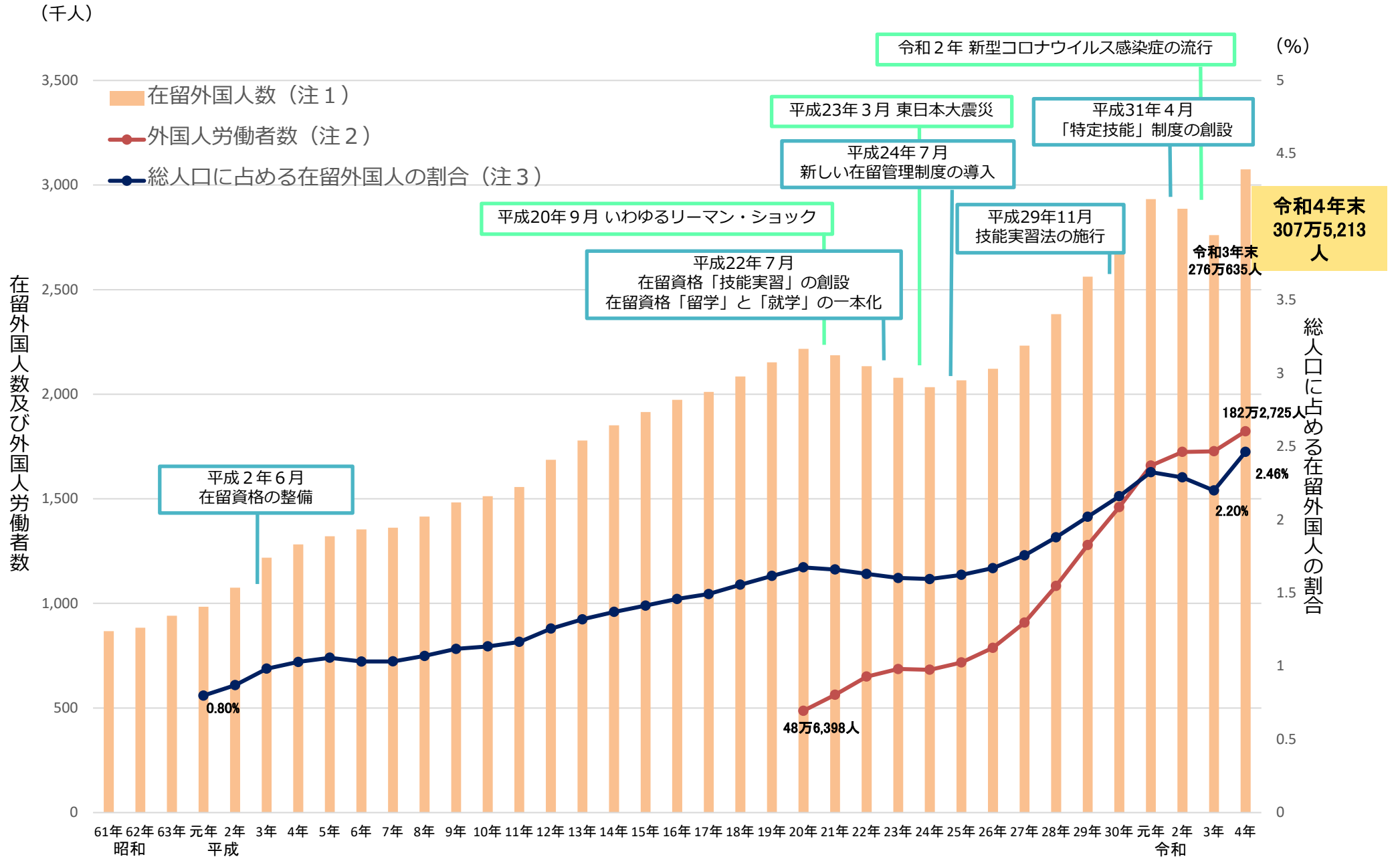


図表 2-122 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座・プログラムの実施状況 (複数選択)



三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2023)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～報告書」(令和4年度 文部科学省委託事業「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」)

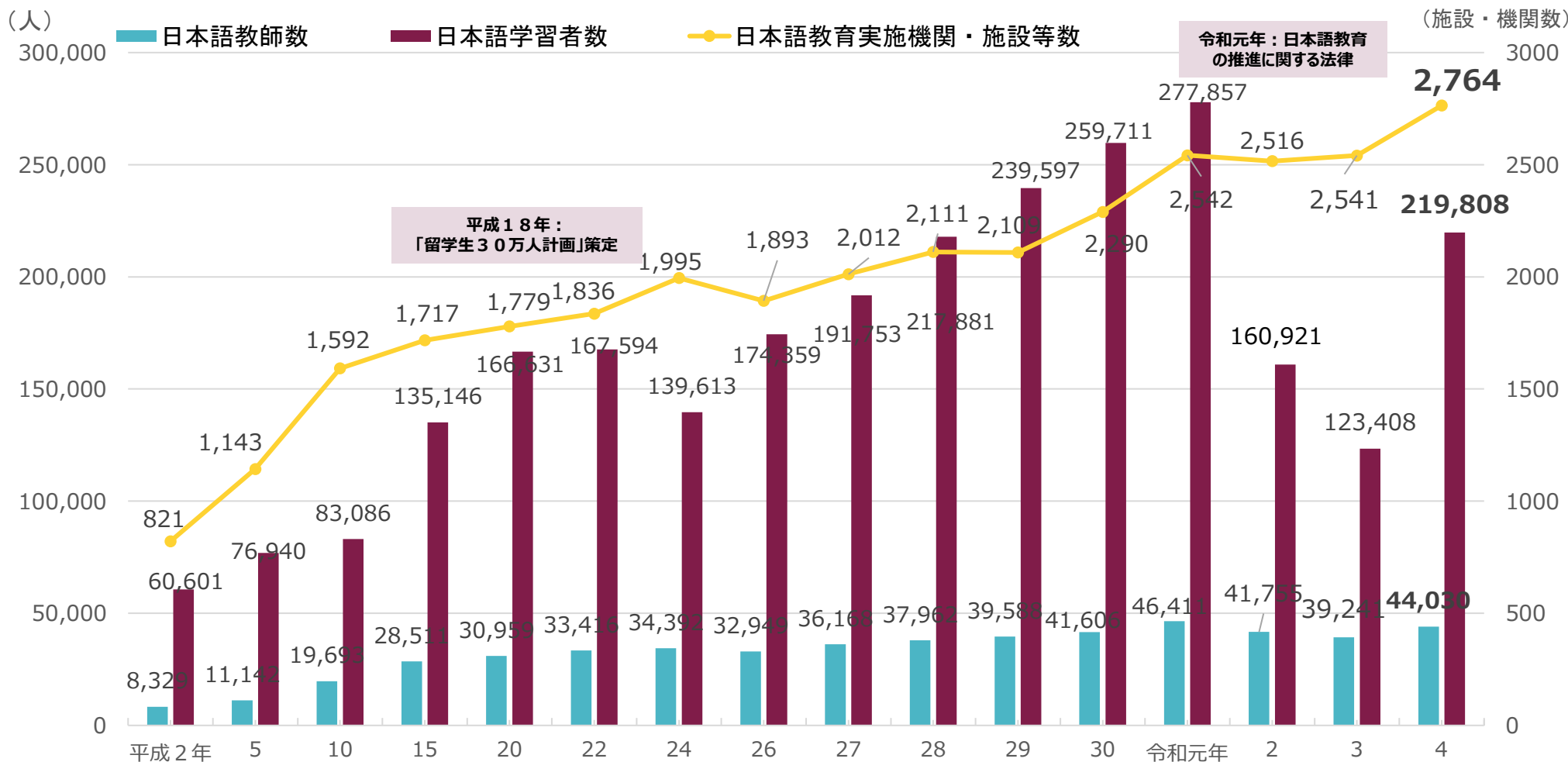
在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1)平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
 (注2)厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)
 (注3)総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、(H22：16.8万→R1：27.8万)、日本語教師数は緩やかに増加(H22：3.3万→R1：4.6万人)している。



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|---------------|--------------------------|-------------|
| ・ 国の責務 | ・ 地方公共団体の責務(努力義務) | ・ 事業主の責務 |
| ・ 連携の強化 | ・ 法制上、財政上の措置等 | ・ 資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・ **文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・ 地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・ 外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ **地域における日本語教育**
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・ **日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）**
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

■ 新たな日本語教育法案の検討に関する条文

- ・ **第21条** ...（略）...国内における日本語教師（略）の資格の整備、...その他の必要な施策を講ずるものとする。
- ・ **附則第2条** 国は、...（略）...日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討

- ・ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ 政府は、**関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 **日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方**
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年6月28日公布・施行）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

○ 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。

○ 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

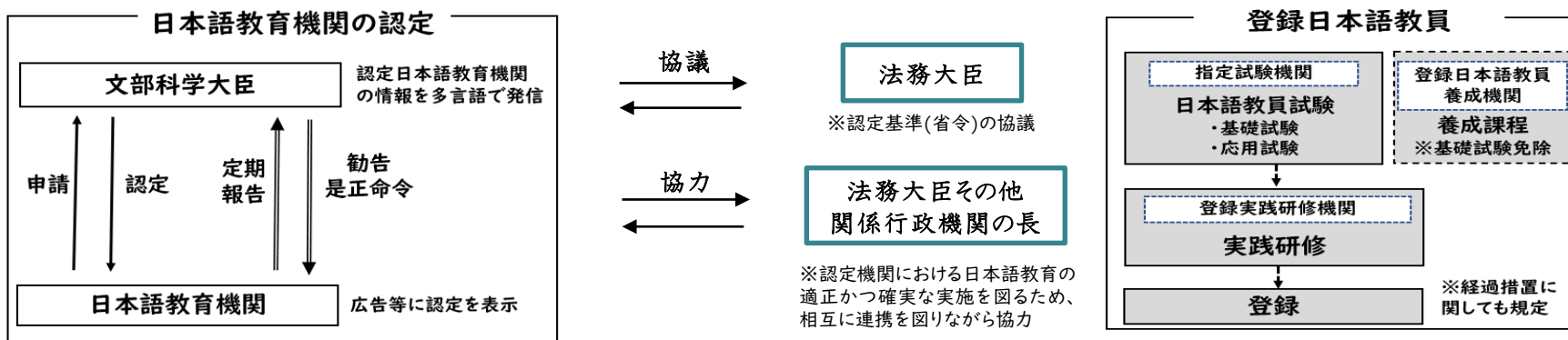
○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

【第十七条関係】

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】

図



社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	<p>(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。</p> <p>(社会教育法第9条の3) <u>社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。</u> 学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。</p> <p>(社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。</p>
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体が実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かした取組が行われている。
人数	1,451人 ※市町村における配置率40.9% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)	7,047人(令和5年度時点 出典:文科省調査)
期待される役割	<p>【現在】 <u>社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。</u></p> <p>【今後】 <u>上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。</u> さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。</p>	<p>【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。</p> <p>【今後】 <u>各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。</u>さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。</p>
求められる能力・知見	<p>①人と人、組織と組織をつなぐ<u>コーディネート能力</u>、②人々の納得を引き出す<u>プレゼンテーション能力</u>、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促す<u>ファシリテーション能力</u>を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力</p> <p><u>行政としての専門的知見</u>(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)</p>	(それぞれの活躍の場において必要な各分野の専門的知見)

地域全体の学びのオーガナイザー

各分野の専門性を様々な場に活かす
学びのオーガナイザー

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、**社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員**であり、**地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。**

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に活かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

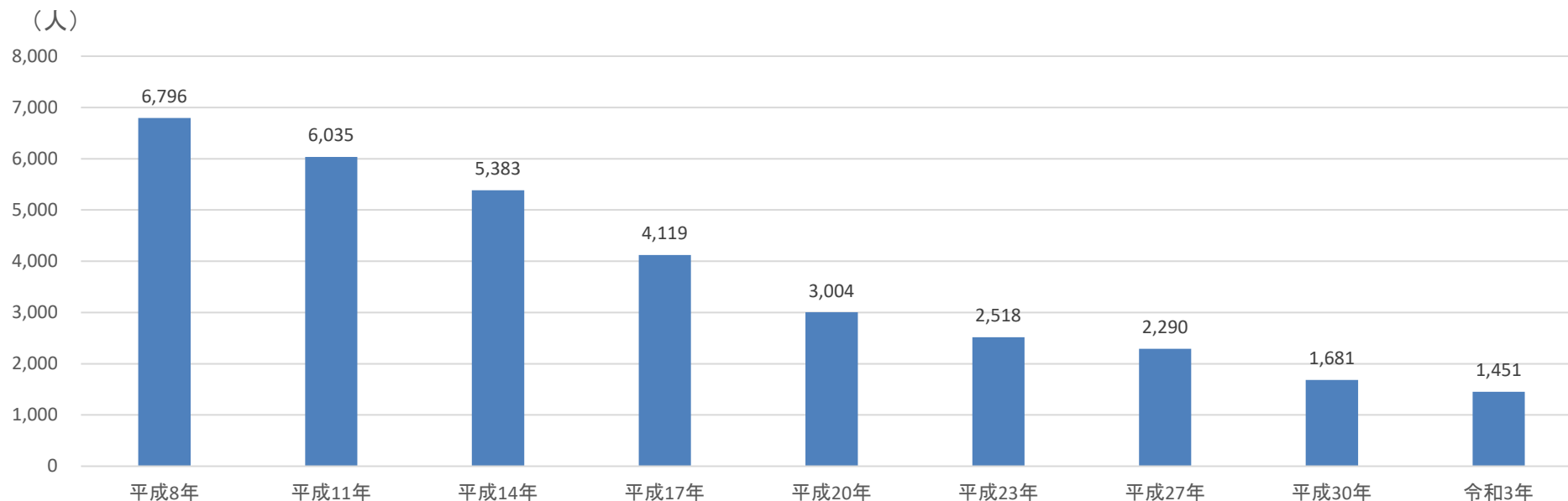
- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

これまでの称号付与数

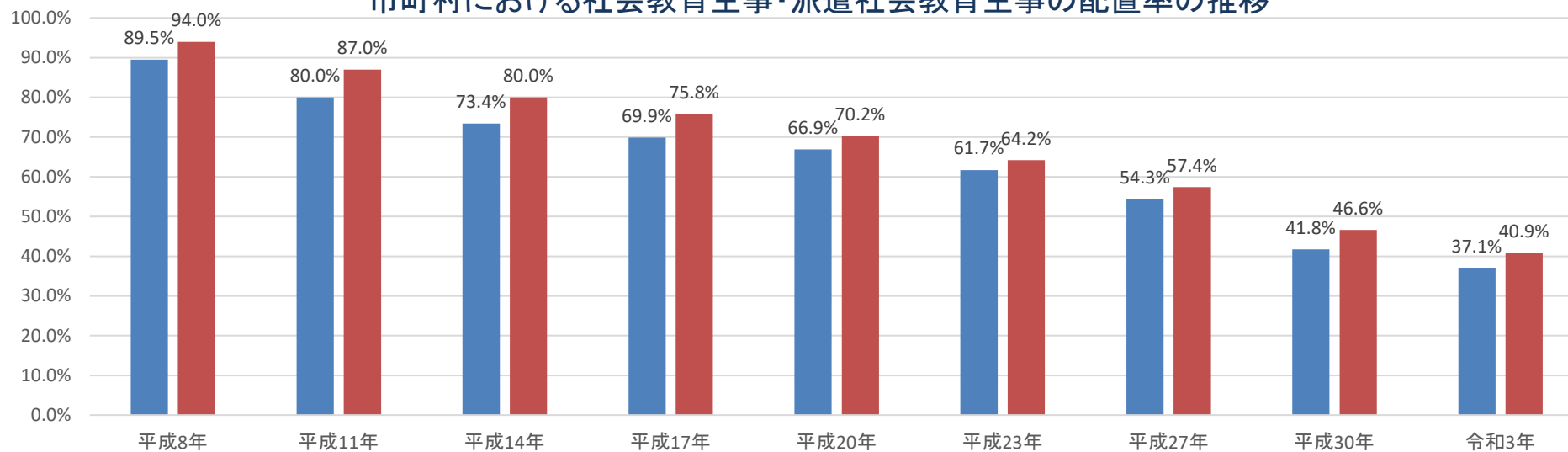
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



(出典) 社会教育調査

■ 配置率(社会教育主事のみ)

■ 配置率(派遣社会教育主事を含む)

〈1万人未満の町村を除く〉

派遣社会教育主事の実施状況について

市町村の社会教育指導体制の整備充実（社会教育主事未設置市町村の解消及び複数設置の促進）を図るため、都道府県が都道府県教育委員会の職員の身分を有する社会教育主事を、市町村の求めに応じて市町村教育委員会事務局に派遣する制度。

＜都道府県における派遣社会教育主事制度の有無＞（社会教育調査）

	有	無
平成 11年度	<p>【41道府県】</p> <p>北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p>	<p>【6都府県】</p> <p>東京、長野、静岡、大阪、鳥取、高知</p>
令和 3年度	<p>【8道府県】</p> <p>北海道、宮城、秋田、群馬、富山、京都、島根、山口</p>	<p>【39都府県】</p> <p>青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p>

＜財政措置の経緯＞

- ・昭和49年度 給与費補助による都道府県に対する国庫補助制度開始
- ・昭和60年度 交付金制度を改正し、「社会教育指導者事業交付金」により、必要経費の一部を交付
⇒平成9年度限りで「社会教育指導者事業交付金」廃止
- ・平成10年度 一般財源化し、地方交付税にて措置